

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会

(平成25年3月4日)

諸岡 覚委員長

おはようございます。

それでは、定刻若干過ぎておりますが、本日も先週に引き続きまして都市・環境常任委員会並びに予算常任委員会の分科会、並行して開催をさせていただきます。

本日は、先週途中でありましたけれども、環境部所管の当初予算の中から、I C E T T 関連予算及び公害資料館の関連予算のみに限定して話を続けさせていただきます。それ以外の分野につきましては、先週末、直近の委員会におきまして質疑を打ち切っておりますので、くれぐれもこの2分野以外についての質疑は、もう打ち切っているということで了解をいただきたいと思います。

では、まず初めに、I C E T T から入っていきたいと思います。公害資料館については後ほど、I C E T T が終わってから話をしますので、まずはI C E T T からということでお願いします。

理事者のほうから若干補足の資料が提出されておりますので、まずはこの資料の説明をお願いいたします。

田中環境部長

おはようございます。環境部長の田中でございます。

金曜日の、この都市環の議論の中で、I C E T T につきまして、まず、皆さんのほうから定款を出せということで、それにつきましては、金曜日に、このホチキスどめで定款のほうはご用意させていただきました。その議論の中で、平成23年4月に、I C E T T は、ご存じのように公益財団法人に移行したわけでございますが、そのときの経緯も含めまして、あるいは、その定款云々という話がございましたけれども、新旧の定款でどう変わったのかということが、端的に公益財団法人化の主旨とか、経緯とか、説明する上でも適当かなと思いましたもので、今回のこの資料をご用意させていただきました。

それでは、説明は次長より差し上げます。

諸岡 覚委員長

お願いします。

市川次長兼環境保全課長

それでは、私のほうから説明させていただく、お手元のA3の資料でございます。よろしく申し上げます。ちなみに、この資料については、平成23年5月に都市・環境常任委員会の協議会のほうで説明させていただいた資料でございます。

それでは、まず一つ目の経緯でございます。平成20年12月に公益法人制度改革にかかる関連法、3法ございますが、それが施行されました。そこで、これまでの財団法人というのが、平成25年11月末までに一般の財団法人か、または公益財団法人、または解散するかのいずれかの選択を行う必要が生じました。

ICETTにつきましては、地球環境保全という公益性の高い事業を一層推進するために、公益財団法人の認定を受けるという手続を進めまして、平成23年4月1日付で公益財団法人の登記を済ませたところでございます。

右のほうへお願いいたします。

5、新公益財団法人の姿というところでございまして、その目的でございます。新たな公益財団法人でございますが、この法人の目的であります、地球環境の保全のためには、産業面における取り組みだけ、これまでは財団法人では産業面における取り組みということを中心にしておりましたが、それだけでなく、市民生活面とか自然環境の分野においても必要であるということから、産業技術という限定を外し、また、技術移転につきましても日本から諸外国への一方的なもののほか、諸外国間、または日本国内への移転という視点も踏まえて定款の変更が行われております。

事業のところでございますが、地球環境保全を目的とするということで、環境保全の技術の移転に関しましては、幅広く事業を実施するように、右側、旧におきましては、例えばでございますが、諸外国へ移転するための地球環境保全に資する産業技術の研修及び指導というのになっておりましたが、それを、左側、新しいほうでは、環境保全に関する研修及び指導というふうに改めさせて、広い範囲の事業に取り組めるということに変えさせていただきました。

また、一番下の運営につきましてでございますが、定款自治と自己経営責任の原則のもと、理事会とか評議員会につきましては、旧の財団法人のときには委任状とか代理出席も可能でございましたが、新たな現在の公益財団法人では委任状とか代理出席が不可能となりました。ということで、理事の数につきましても、35人以上40人以内を5人以上9人以

内、評議員につきましても、35人以上40人以内を10人以上20人以内ということで改正したものでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

諸岡 覚委員長

説明は以上でよろしいですか。

それでは、質疑に移ってまいります。

ごめんなさい。ちょっと冒頭言い忘れておったんですけれども、議事進行、委員会運営のスケジュールもございますので、I C E T T、そして公害資料館に関しては、それぞれ1時間程度を目途に質疑を打ち切っていきたいと思っておりますので、そのようにご配慮いただきますようお願いいたします。

では、質疑に入ります。ご質疑ございます方は、挙手の上、ご発言ください。

川村幸康委員

改めて資料を出していただいて確認がなされたと思うんですけれども、今回の事業説明である、あり方を検討するということは、さらさら市の責任がないということなんやわな。だから、一般財団法人の場合は、国、県が認可した団体なんやけど、公益財団の場合は、認定とともに自主事業ができるという名のもとで、そちらのほうに自由度を与えた分だけそちらで責任もとってくれという話を公益財団移行のときに確認なされておったと思うてるもんで、だから、私は、今回のI C E T Tのあり方検討事業というのは、公益財団へ移った以降は市の権限から外れるし、あり方検討委員会つくるときの必要性として考えられるんなら、あり方検討会に出された方針が、わかるんやに。だけど、法的に、また仕組み的には、全く無視されてもええという状況のものであるというときに、やっぱり行政として提案するんであれば、影響力があったり、及ぶ範囲の権限内で私は出すべきやと思っっているんですよ。

もう一つ、皆さん方が心配なされておるのは、県と協議してと言うけど、県は、実はこの公益財団に移る前に、実施事業を、これも資料要求するけども、どれだけ減らしたか知っておったよな、この間、答弁もしておるで、このときに。相当減らしたよな、もうI C E T Tの、県がする委託事業は。なおかつ、今回のプレス発表の中で、来年度から人員も削減するというようなことを言うておるわけ。そうすると、それやのに、あり方検討会、

県と市で負担するという方向性は、さらさら四日市市議会なり四日市市としての立場で言う、県は、それ、決めといて、相談なしに、さらさら四日市市が乗っていく必要がないということをおきたいのが一つ。

それと、もう一つは、実は、この間の議論した後、県議の皆さん、3名ほどにちょっとお話をしたら、鈴木知事のほうは、逆にこのICE TTの活用を図っていく方針の中でやっているよという話やと、いやいや、先生、違いますと、県議会の人には、もう3年、公益財団、一般財団のときに、県はしたたかに事業を減らしていますよと、下手をすると、私は、これ、予見しておるのやけど、知事に対して県の職員が四日市の実施委託事業のほうが多いんで、四日市に任したらどうですかぐらいは想像できるんやわ。そうすると、うやむやにやけど、もう県がつくっておらんと市がつくつとんのやったら、もう県の関与の実施事業をやめて、委託事業を、四日市市さんでやってもらえばええやぐらいが、あり方検討会の中で予見できんのや。ただ、間違ってもあかんのは、ここにも書いてあるな、自己経営責任の原則でいくと、理事長は知事なんや。副という形で四日市市も責任は負うんだけど、一義的には県の、人格は違うけども、あり方によって決まるわけや。一方で、三重県の鈴木知事という人格で、もう減らしておる判断しとんのや。今さら理事長のほうの鈴木英敬になるとどうしたらええかわかりませんで、税金使うて、あり方は第三者委員会でしてくださいというのはさらさらおかしいでな、この、私は、県議会も質問の中で、これは資料をいただいたら、一般質問したいというような話をもらっておるもんで、全然聞いていないというのが、こういう方向性をな。だから、何でもあり方検討委員会やったらよかったことからいくと、やっぱり四日市市の環境部のほうの提案者として考えやなあかんなんは、一般財団から公益財団になって、全く法的にも含めて責任が、範囲が変わったということと、あり方検討会という名のもとに、誰が意思決定したかどうかが不明確になるようなものは、ここ最近なら、逆にそれ、もうあかんという流れなんや。だから責任も明確にしましょうということになって、こういう一般財団から公益財団になったんや。税の、どこでどういうふうに使われてきたかもわからんようなものに対して、厳しく。そして、そのかわり自己責任で自主事業をして収益上げてもええという余地も残したわけよ。だから、そのこの認識を少し改めやんとあかんで、もう、私、これで終わりますけれど、できれば、これはもう全体会へ上げていただく中で審査していただければというふうに思います。

それと、県との整合性もあるんで、県議会がどういう示し方をするんかもわからんので。

うことでないと、100万円とか200万円という算定、大ざっぱにでもですよ、ないと思うもので、そこはどういうふうに県と相談ができておる内容かというのが1点お聞きしたいのと、あとは、権限の問題ですよね。だから、公益財団としては定款にも定められているように、法的に自分の組織の事業だとか、解散も含めて、基本財産の処分も含めて定義づけられていますよね。それにかかわる部分を、外の県と市のそういうあり方検討会で、何らかの、諮問じゃないもので、諮問を受けるわけじゃないですよ、財団から。独自にそういうことを検討して、川村さんもさっきおっしゃっていたように、じゃ、別組織、県と市で独自につくって、あり方の方向性を結論づけたとして、それがどういう根拠で財団のほうの今後のあり方に反映できるかという根拠立てはどうなるのかなというのは、ちょっと聞いておきたいんですが。2点。

諸岡 覚委員長

お願いいたします。会議費内訳みたいなものは何かありますか。

田中環境部長

積算根拠は後ほど担当のほうから申し上げますので、2点目の権限ということでございます。

先週も、川村委員からも法的にどうなのかということがございました。そのとき、私、調べますということでございましたけれども、川村委員おっしゃるように、法的には、私の例で申し上げますと、職専免を受けて、それでICE T Tからの委任に基づいて評議員に就任するというところでございまして、民法上のいわば委任関係になると、ICE T Tと評議員の私の関係は。ということで、そういう意味では、私は、個人、田中として評議員になるということは、法的にはそのとおりでございます。

ただ、じゃ、いろんな企業出身の評議員もいらっしゃいますが、その方々、皆さん、個人としての意見を述べるのかといいますと、私は、少なくとも環境部長、田中に対する識見と申しますか、それにつきまして意見を求められるというふうに考えておりますし、また、ICE T Tと四日市市、目指すところは大きく差があるわけではございませんので、当然ICE T Tのためになることは四日市のためになるという基本スタンスのもとにいくということでございます。

そんな中で、今回、県と市がいろんな協議をして、どういった形でICE T Tの影響力

といいますか、反映してもらおうかということにつきましては、一つ、当然、私どもがこう
いった今後の議論を通じまして、評議員として私が得た知見と申しますか、そういったも
のを当然踏まえて評議員の場で採決に臨ませていただきますし、それから、やはり私ども
は法的には権限ないと申せ、これまでも再三議会のほうからもご指摘を受けておりますよ
うに、ICE T Tにつきましては15億円もの巨費を投じたという事実、あるいは、設立に
当たりまして、民間企業から32億数千万円の寄附を……。

川村幸康委員

質問に答えてない。こんなんやったら、1時間で終わらん。

加藤清助副委員長

あり方組織の権限。個人、あなたの権限じゃなくて、今度つくろうとしている組織の。

田中環境部長

済みません。これはICE T Tに要望するということになると思います。それで、当然、
県と市で歩調を合わせてICE T Tのほうに要請をしていくということになります。

それで、そのときに、当然、これは県と市の立場がまず主でございますけれども、関係
企業の意見なんかも、できたら踏まえてというようなことは県と協議しておるところで
ございます。

加藤清助副委員長

だから、あり方組織を県と市で財団から独立でつくるということなんですよ。そうす
ると、あり方組織の学識経験者なんかは、当然市長と県知事が委嘱することになると思
うんですよ。だから、その人たちが委嘱された中で検討して出す権限が財団法人の今後の
運営に対してどういう立場に、関係にあるのかなというのがよくわからなかった。

諸岡 覚委員長

要するに、あくまで独立した団体ですよ。独立した団体に対して全く関係のない県と
市が、関係ないとは言わないけれども、本来権限のない県と市が勝手にあり方検討委員会
を立ち上げることが、そもそもがどうなんかということと、その検討会から出された答申

が事業団に対して何らかの効力を発するのかというところの法的根拠を示してくださいということなんです。

田中環境部長

法的根拠と言われますと、今私が考えつく範囲ではございません、正直言って。ただ、言いましたように……。

(発言する者あり)

田中環境部長

ございません。ただ、さっき言いましたように、県と市が深くかかわってきたと、設立に当たりまして。そういう意味で県としても何らかの意見を調整して述べていきたいということでございますし、もう一つは、やはりICE T Tをどう生かすかという視点がございます。例えば、県は雇用経済部に窓口を移しました。ということは、やっぱり環境ビジネスという意味でICE T Tの強みを生かせないかという視点を持っておるといふうに私どもは今推察しておりますが、四日市市としても、これまで20年間いろいろの蓄積がございます。そういったICE T Tの持っているものを、強みを何とか市の行政の場面で生かせないかという趣旨で、この辺も県と相俵して検討していきたいという、そういう意味合いでの検討という部分も、一面もございます。

諸岡 覚委員長

要するに、わかりやすい例えで言うと、行政と市議会というのは、例えばこれは同じ四日市のことを考えて一心同体になってやっていくべき立場なんだけれども、でも明確に権限が違ふんですよ。例えば四日市の部局を、環境部と、上下水道局と、あれと、あれと、一回組織組み直そうよということを議会が勝手に考えて、分科会で勝手に考えて、よし、来年からこの四日市の部局はこうやって変えるぞと言うたところで、それはあくまで提案にすぎないわけで、決める権限は一切ない、決めていくのはあくまで市長であって、行政側なの。それと同じで、県と市も密接にかかわりはあるんだけれども、本来、提案することはできても、それを決めて押しつけていく権利はないんだよということをずっとおっしゃっているわけですよ、お二人とも。そういうことをちょっと踏まえて答えていただきました

いなど。

副委員長、続けてください。

加藤清助副委員長

それで、その取り組み方として、私は財団の中に理事会とか評議員会で検討ができやんもんで、じゃ、その財団の中にあり方検討会を、学識経験者を委嘱して答申を受けるというやり方やったら、まあ、順当なやり方やなと思うんね。それで発生する負担金が、いつもどれだけ負担しとんのかちょっと教えてほしいけど、年度ごとに、負担金はあらへんのかな、年度ごとに。

(「ないない」と呼ぶ者あり)

加藤清助副委員長

ないの。

(「自主事業」と呼ぶ者あり)

加藤清助副委員長

自主事業でね。だから、それで新たに経費が発生する場合やったら、ほな、財団を構成しているいろんな団体ありますやんか、縣市以外に。そこも何かの案分して、それを負担し合うということが正道じゃないかなと思うんやけど。だから、そこから逸脱しておるもんで、川村さんも、ほかの方も疑問を呈するんやと思うんですけども、その点はいかがですか。

田中環境部長

こういったこと、当然 I C E T T 自身も、あり方検討と、いろんな呼称はございますけれども、当然、5者協議の場とかでやっております。5者といいますのは、県、市、中経連、それから商工会議所、それから I C E T T、5者で、当然、公益法人改革の前後から今後に向けてもやっておるところでございますが、今も申しましたように、やっぱり県と市が、どう生かしていくんだと、I C E T T、先ほどの繰り返しになりますけれども、そ

ういった観点から、そのICE TT中心の検討とは別にやっていきたいと、この提出資料にもそういったくだけはございますけれども、そういった趣旨で今回設置したいということでございます。

諸岡 党委員長

もう一点、いわゆる100万円の根拠、お願いします。

堀内環境保全課課長補佐兼環境調整係長

課長補佐、堀内です。

県との協議の中で、あり方検討会の外部の委員ということで、今、県と話しているのは6人の委員さんを選びまして、その方の報酬、それから旅費の実費弁償、あと、視察に行く場合の費用ということで、一応県のほうと話して100万円ずつということになったものです。

詳細につきましては、今ちょっと手元に、申しわけないですけども、資料、今持っておりませんもので、申しわけないです。

諸岡 党委員長

期間と、どれぐらい会議が開かれるとか、その辺もわかる範囲で。

堀内環境保全課課長補佐兼環境調整係長

期間については、来年1年間ということで。

諸岡 党委員長

会議頻度とか。

堀内環境保全課課長補佐兼環境調整係長

会議頻度は4回ということで。

諸岡 党委員長

4回ですね。1人30万円で4回会議して1回視察行く、そんなイメージですね。

よろしいですか。

他にございますでしょうか。

伊藤修一委員

県と市が、うまく話し合いがずっと続けてきておって、今後も県と市の関係性が担保できておるのかどうかというのも一つ心配なところはあるのね。それと、方向性の部分については、財団を生かしていくのか、それとも解散なのかで大きな話の分かれ道があって、市としてのスタンスは、じゃ、どっちにあるのかという部分は、確認だけしておきたいなと思うんやけども。

あと、やっぱり、さっき、僕、ずっと、だから、四日市市がきちんとスタンスを持っていないと、これから県といろいろ協議したり、県と何かやっていこうというのは、気持ちはわかるけれども、まずは四日市市のスタンスは、存続なのか、解散なのか、それとも財産は手つけとかんと消えてしまうとあかんで押さえとくんやとか、いろんな状況があると思うで、市のスタンスだけは、まずここできちんと言うておいてもらわんと、この後、私らもそういう判断するのにすごい困ると思うんやけど、その辺はどうやるか。

田中環境部長

ICE T T、基本財産が40数億円、それから、特定資産ということで、運用財産みたいなものですが、これが十数億、60億円近い財産がございます。それと、先ほど申しました20年間のいろんな研修生、世界各国に散らばる人脈がある中で、私どもはICE T Tの強み、財産も含めました、これを何とか生かしたいというのが基本スタンスでございます。

伊藤修一委員

生かしたいということは、この公益財団法人は、今後も存続していくんやと。ただ、存続については生みの親としてどこかでそういうふうなことをきちんと申し送りをしたい、そういう部分ではフィールドが外にあるけれども、そういう場を設定するために今回予算をつくったと、そういう認識でいいんですか。

田中環境部長

そういった考え方でございます。

諸岡 党委員長

よろしいですか。

伊藤修一委員

はい。どうぞ。

川村幸康委員

そうすると、あり方検討委員会じゃおかしいんと違うん、諮問せな。だけど、諮問できる機関でないもんで、俺は言うとなやで、初めから。あり方検討委員会というのは、そしたらあなたらのコントロールが入っておるわけ、何も、あんたらで検討したらええだけやん。あり方検討委員会というのは、なくすも、それから発展さすも含めて、あり方、任すんや。

その中で、いや、廃止したほうがええって出てきたら、あなたら、それに対してノーと言うんやったら無駄遣いの金やで。大学教授に何も30万円ずつやらんでええやん。そういうあれが多いんや、最近、無責任な。大学教授の小遣い稼ぎになつとなや、これ。本来するんなら、I C E T Tの中で、自主財源で自主的にあんたら稼いでよということも言わされて、ひとり立ちさせたらええねん、県も市も財団から。せやろう。させておきながら、何であり方検討委員会、それなら諮問機関を、市がな、設置するべきかどうかやろう。けど、諮問機関は市からは設置できやんのや。I C E T Tに対して権限ないで、だからおかしいと言つとなのに。うそを言うたらあかんのは、修一委員に、あり方の中でなくすやら生かしていくやらということは言えやんのや。

俺が前尋ねたことがあんのや。俺は、この間のこのときも、これ、質問しておるんや。あり方検討と諮問機関の違い、言うてくれと言つたら、諮問機関というのは権限あんのや、尊重せなあかんねや、諮問機関で出したやつは。あり方で出したやつは尊重せんでええんや。市の意思や発注元を自由に出せんや。だから、うそを言うておるやん。市の意向というのが全く伝わらないものがあり方検討委員会なんや。諮問機関という中でやってくれというあり方は、市の意向を提案、幾つかの条件を当てはめて、それで諮問して、それが出てきたことを、今度逆に言うと、権限を持って出せるということやけど、今回の場合と、権限がないもんで、諮問機関の、市にな、I C E T Tにしかないもんで、理事会にし

か。だから、あり方検討で、フリーハンドなんや。だから、全然言うておることがでたらめやで、あかんわ。

諸岡 覚委員長

ちょっと事実確認したいんですけれども、私、知識ないんですが、今、川村委員がおっしゃった諮問機関とあり方検討委員会というのは、何か立ち位置違うもんなんですか、そもそも論として。

田中環境部長

例えば、今思い浮かべますのが、報酬審議会なんかございますね、特別職の。ああいうところは当然正式な審議会ということで、市長から諮問をし、答申を得ると。ですから、これはもう最大限尊重するというような仕組みでございます。それに対して、確かにICE T Tそのものがどうするんだということは、これはICE T Tの権限でございますので、私どもは、それは物は言えません。ただ、ICE T Tをどう生かすかについて、県市に対して学識経験者から提言をいただいて、だから、諮問、答申という……。

諸岡 覚委員長

要するに、この検討委員会は、県や市に対してICE T Tはこうしたほうがいいですよという組織であって、ICE T Tに物言う組織ではないわけですよ。

田中環境部長

私は端的に言いますと、そういう整理で結構だと思います。

川村幸康委員

それならば、知事であり理事長や、市長であり副理事長や、彼らがやればええだけの話やろう。なぜかという、公益財団は一般財団と違って、自主事業も含めて独立機関としてやっていきなさいということを決めたわけや、今回、前のときにな。そうしたら、どういう考え方が成り立つんかという、行政からの関与とかということからは別で、自己責任のもとで自由に自主事業をやれますよと、委託事業以外にも収益事業を、そういう財団にしたわけや。責任も出てくるかわりに、自由に自分らで自主事業で金もうけしてもええよ

という組織体なんや。それならばな、理事長と副理事長でさまざまなこと考えるだけの話なんや。

田中環境部長

確かに自主性を重んじるということは再三委員からも出ておりますが、そのとおりでございますが、公益財団法人というのは、民による公益の増進と、民が公益を担うんだということで、50%以上はその公益事業をなささいということがございます。その中で、この四日市市にある公益財団法人ですから、当然四日市の公益と申しますか、そういった、資する事業も、当然ICE TTとすれば考えていただけたらと思っておりますし、私どもは、そういう意味で、今度は逆に行政の立場からそういった趣旨の、公益財団法人に対してこういうことをやっていただきたいということを要望していくと申しますか、そういった考え方でございます。

川村幸康委員

田中さんさ、一貫性がないんやわ、ご都合主義やわ。法的責任もないや、確認せなあかんの、要望していくというのは希望的観測や。要望するならば、要望することがきちんと確認とれとんのかといたらできてへんわけや。理事会で決めるわけよ。ほんで、間違えたらあかんのは、知事と市長が、今回、あり方検討会を探って、それを今度はICE TTの理事会や評議会で、表裏一体の関係やけど、それはもう今まで、公益財団ってだめですよとなったんや。そうでならんとあかんわけや。ほんでな、県のスタンスはもう縮小で決めておるわけや。わからんのやったら、あんたら、ひどい情報力やで。3年前から確実に県の実施事業は減らして、来年度から2人、人減らすって、決定したんやで、もう。あり方検討会に今さら問うべきことでもないんや。市民の税金と、県民の税金で、大学教授に30万円払って、その必要性和効果がさらさらない、法的な根拠も含めてというところが、提案理由が足らんし、そもそもおかしいで認めるわけいかんという話になっておるわけや。端的にそこを答えなあかんのに、あんた、全然、さっきから、聞く耳、持ってくれやな、謙虚に、指摘しておることに対して。

委員長、1時間で終わりたいって言ったって、終わらへんで、こんな。謙虚に耳傾けてくれやなさ、何もあんたらが提案してきたやつを反対のために反対しとんのとのうて、ICE TTは大事やで、そしたら市議会の立場としてな、幾つかのことを聞いて、その提案

では少しやっぱりおかしいし、方向性は悪い芽が出てきて、せっかくあんたが言うておるようにな、巨費を投じてやってきたんなら、やっぱりもっときちんと、どっちがええ方向で、どっちの芽を伸ばしたほうがええかということを考えてみましょうと言うとんのか。そのときに、権限も責任も丸投げするようなこと、俺は市議会の立場としてはできないなと思うておるわけや。それならば、いま一度こういうあり方の検討委員会というのをつくるよりも、理事者の市と県のほうでな、理事者側のほうで、こんなことでICE T Tやりたいというようなことをまとめ上げてきたんをな、一つの方向性を、それを、わしらには議員説明会ということで説明してもらってもええやん。そして、それを、理事と理事長が、こういった方向性でやっていこうということをしてICE T Tの中で意見反映したらええだけの話やと思うとんのか。その意見、方向性もわからんと言うんであればな、清助さんも言うたけど、ICE T Tの中であり方なり諮問をしてやるべき話やろうというんや。全然おかしなこと言うておらへんのに、あんたら、もう提案ありきで、これ以外は変えやんというスタイルやと、もう終わらへんで、これ。

田中環境部長

川村委員のご意見のご趣旨はよく今わかりましたし、改めて当然それを踏まえたいと思っております。

ただ、一点と申しますか、県が、県委託事業がすごく減っておると、こういうのは当然私ども承知しておりますし、県にも、平成24年度も終わりに近いですが、実績として、四日市が委託事業1200万円ほどございますが、それに対して結果的に県の委託事業は三百数十万円というような事実はございます。

ですから、こういうことも踏まえてですね、県として、今も既に方針決定したと、私ども、そこまでは確認はしておりませんが、県がそういうことを、方向を考えておるということは当然承知しておる中で、そういったことに対しても改めて県と調整をしたいというふうには考えておるところでございます。

諸岡 覚委員長

わかったというか、ひらめいた気がするんですけども、そもそもタイトルが、ICE T Tのあり方検討事業と書いてあるけど、そうじゃないんですよ。ICE T Tに対する本市のあり方なんですよ。ICE T Tのあり方を考える権限は本市にないわけで、ICE T

Tに対する本市のあり方を検討するために相談する機関をつくって、それに100万円出したいんですという、要するに説明はそういうことなんですよね。だから、タイトルがICE T Tのあり方というふうになっておるもので、そこでギアがひっかかってこないんですよね。その辺、もう少し修正していくこと、できないんですか。

田中環境部長

私どもも、金曜日のこういった議論、それから、きょうの議論も通じて、本当に名前が非常に何かそういうふうにとらわれがちだなというのは私どもも感じておるところでございます。だから、その呼称は確かに、これは非常に適切やなかったかなという反省はございます。

ただ、中身につきましては、今委員長が整理していただいたような、そういった趣旨に重きを置いておるといふうなことは事実でございます。

諸岡 党委員長

ICE T Tに対して、いわゆる大口出資者である県と市が、これからどういう立ち位置で臨んでいくかを、自分だけじゃなくて、外部の意見も聞きながら、自分たちの立ち位置を考えていくための検討委員会なんだという、そういう説明ですよね。それに100万円ずつ出して、200万円使って、その200万円という額はちょっと高いんじゃないかという指摘もあるけれども、200万円使って、1年かけて、我々の県と市の立ち位置を研究していきましょうという、そういう説明でいいんですよね、ざくっとまとめれば。

田中環境部長

そのとおりでございます。

川村幸康委員

そういうことを含めていくと、だから言っておるように、まずは市と県で公益財団になったときに、私が指摘したようなことをせなあかんだんをしてへんだということが大きな理由なんや。それはなぜかという、公益財団になったもので、自主事業ができるようになった形の中でいくと、今言うように、ICE T Tの本市が委託事業をどれくらい出そうか出すまいかという話が県のほうが先に引っ込めてきたんやで、方向性も予見できておる

やないかと、やったら、直ちに市としても I C E T T の委託事業の出し方を県と協議を、そのときに入らなあかんやろうという話をしたわさ、それはせんだわけや。減らされてから委託事業をどうしよう、こうしようと言ったところで始まん話や。そして、県はもう 2 人下げるといふのを決めたんや。新聞見てみ、載っておるに。そうすると、I C E T T を残すための委託事業を出したってくれという話はできやんねん、今さらもう。だから、公益財団になる前に委託事業の精査をして、これとこれとこれとは委託事業で、市も県も担保して出しますよ、だから、公益財団として移っていったらどうやという認定になったわけよ。だから、ほかの公益財団に移っていくときには、今やっておるようなことと違って、公益財団になる前の 3 年前、4 年前から、県、市と一般財団のときに、どんな委託事業は、県はある程度、10 年間出してくれんのか、市も 5 年間ぐらい、どうやってしてくれんのかということ全部打ち合わせしておるんですよ、市の行政機関と。そして、公益財団に踏み切ったときには、もうそれ以外は出さんと、税金で赤字になったら赤字になった分だけずつ、補填はしませんよと。そのかわり、自主事業で皆さん方も経営努力してくださいねという話やったんやさ。俺は何度も、この委員会におったので、ずっと言うておったわさ。

それが、公益財団になってからそんなことは探れやんよと、そんなことしたら、このもとの公益財団の意味がなくなるんで、要は、自主事業で運営していく独立機関にしてしもうたで、その前に委託事業はどれぐらい行政として出せるという話の考え方は出しとかんと、今こうなっておるやろう、これ、減ってきたんやったら、また、これ、経営えらいでお金出していったらなあかんという話になったら、委託事業をふやしたれという話になっていったら、自主事業もできる会社やもんでな、前と違うもんでな、だから、私がおかしいと言うておるんはそこなんさ。

だから、そこが、今委員長が言われたように、前々から I C E T T の本市の委託事業のあり方検討会というのは、公益財団前にしておかなあかんことやった。公益財団になってからではできやんでというの、議事録調べてみ、俺、言うておるのに。私、この財団の、こんなの、公益財団にするときのやつを三つぐらいかかわっておったもんで、これは大変なことなんやというのを認識しておったもんで、四、五年前から。移行するまでに、県も市もそういう協議をずっと進めてきておったんさ。どの財団もな、相撲協会初め、相撲協会、ならんだわけよな。そういうことを考えていくとな、今さらこれ出すというの、全然おかしいんさ。ほとんどのところは、そんな大学教授に小遣いやらんと、県と市で、主

体的に県と市が持つておる実施事業の権限を決めとんのさ。こんなの、大学教授に決めてもらうことと違うんさ、委託事業なんやで。本来、今、委員長、助けたけど、委託事業なんやけど、市がしておる事業で、これはICE T Tにやってもうたほうのが、指定管理とよう似たところがあんのやけど、ええし、公益性もあるで、こっちに任しましようかということをお財団のときに決めておかなあかんねん。ところが、今からは、この、また、公益財団になっても生かしていかなあかんで、税金使いませうかといったら、もう、さらさら公益財団、なったらあかんのです。

だから、ここに書いてある、自己経営責任の原則というの、もう何もなくなっていくでな。

伊藤修一委員

私、さっき、市のスタンスの話、聞いたんやけど、川村委員の話による、いろんな意見とか、情報とか聞くと、県と市が、温度差があらへんかなということをお、ちょっと気になるんやけども、間違いなく市と県は一緒の方向性をお向いて、それで、同じ協議体をお、こういう場をお持って、ICE T Tに対しての働きかけをおしていくと、それ、確約というか、担保がとれとんのかどうか。それで、川村委員が言われるようなことが、もう事実かどうかというの、逆に県に確認してもらうたらどうやろう。そのほうがお話が早いような気がすんねやけども、その辺どうやろかと思おうんやけど。

田中環境部長

この県と市の共同といひますか、一緒にこの協議会組織をお立ち上げるという話は、この1月に県と市の関係部長会議という場をお確認をおしてありまして、今こういっただ趣旨でお検討会をお立ち上げよう、それで負担金をおフィフティー・フィフティーでお持とうということは確認済みのことでおございます。

ただ、ございませうように、県が今の職員の引き上げの件は、私、まだ未確認なんです、今申しませうように、どんどん委託事業をお、結局、随意契約でお出しておる部分がないと、あとは、全部県は随意契約であった部分を一般公募、入札にお切りかえて、結局、ICE T Tも公募したんですが、とれなかつたという結果で、実績としてこれだけになつたということなんです、ともかくそういっただ県のおいろんな対応に対して、市が後手に回つてしまつたということは事実でおございますし、この辺の反省も踏まえて、改めて県と再

度歩調を合わせていこうという趣旨で、今回に至った経緯でございます。

伊藤修一委員

この間も、私も新聞に、見るとやな、知事はこうしたい、ああしたいと言うて、外郭団体のあり方も、結構何か物を言うておったような気がすんのやね。そういう記事を見たときに、じゃ、市は大丈夫ですかと、この話というのはきちんと担保できますかとか、すぐ動いて確認せなあかんのちゃうやろうか。そうせんと、川村委員がちょっと言われる疑問とか、そういうふうな部分は、やっぱり委員会までにきちっとやっとなあかんのちゃうやろうか。もし確認してへんのやったら、今からでもやってもええんちゃうのかなと思うんやけど。

田中環境部長

ともかくここ数日の新聞報道というのは、私どもも事前には知らされておりません。ただ、県がそういった方向で検討しておるよということは聞いておりまして、そういったことを、私ども情報として入った折ごとに県のほうには確認しておりますが、県としては、まだ正式に決まったわけではございませんという中で、今回のそういった事業を、双方が参画した場を設けようということでございます。

伊藤修一委員

信頼関係で頼むというような感じで、私ら受けるんやけれども、逆に言えば、こういう議論があったということ、やっぱりきちんと県にもまた機会あるごとに伝えてもらうて、やっぱりきちんと県と一緒に、共同して、四日市市の意向やスタンスがあるんやったら、協力してもらえるパートナーとして共同でやっていくということをしつかり確約をとってもらおうということも、ぜひ今後の課題としてお願いをしておきたいと思います。

以上です。

竹野兼主委員

議論の中での、財団法人、もとになるところの部分で、ちょっとわからんというか、聞いているうちにだんだんわからなくなってきたもんで、もう一回教えてほしいんですけども、もともとに言う、平成22年12月、これ、社団法人とか、いろんな財団法人がある中

で、一般の財団法人と公益財団法人に分かれるよという状況になった。ここに書いてある平成25年11月30日までにいずれかの意向を表明せんかったら解散、解散になった場合には、国に財産をみんな没収されるとか、そういうものとか、そういう基本的なことね。一般財団法人、公益財団法人で、一般財団法人も、財団法人って、今、川村委員が言われておるみたいに、財団法人であれば、自主的な事業というのは、するのは当然やったんと違うかなと思うんやけれど、そこのところと、それから、一般財団法人と公益財団法人のところでは、例えば、ずっと部長が言われている公益、50%以上の事業が公の事業として認められる状況でなければ、公益財団としては認められやんという話なんやけれども、公益財団法人になった場合と、一般財団法人になった場合、例えば税金がかかる、かからんとかというのがあらんちゃうんかなってずっと思うておって、公益財団法人になれば、かかる法人に対する税収の減免措置とかそんなのがあったりする、一般財団やと、この平成22年12月の関連する法によって負担が大きくなるから、どちらを選ぶかということ、公益財団法人のほうがええのではないんかなって思いながら、その内容的なものも精査してもらった中で、市が委託する部分というのも含めると、公益な立場で事業が50%超えるから、公益財団法人になったメリットがあるという、財団法人の部分的なこと、ちょっとだけもう一回ははっきりと教えてもらえませんか。

田中環境部長

私のほうから。

まず、この自主事業ができるという点でございますが、これは、旧の財団法人ですと、監督官庁に事業計画を届け出る必要があったと。ですから、これ、逆に言いますと、監督官庁の監視と申しますか、一応管理下だったということ、それが新公益法人ではなくなったということで、より自主性が高まったということでございます。

ただ、公益事業をその中で、一般法人として自由に収益事業なんかもやるか、あるいは、公益という部分で縛りをかけて公益を50%以上やるかという選択なんです。そのときに、I C E T Tは当時、その当時のままだとI C E T Tの事業の8割以上は公益事業でございました。逆に言いますと、収益事業というのは、そのこの宿泊施設を、環境に関する研修をしながら宿泊してもらおうと、そういった部分の収益が十数%当時はあったんですが、ですから、当時のI C E T Tの事業そのものが公益財団法人に、そのまま要件に当てはまるという中で、それと、当然、I C E T Tの設立趣旨からも、公益財団法人化すべきというこ

とで、公益法人化したと。当然、だから、その公益法人化しますと、何がメリットかとい
いますと、税制優遇でございます。まず、寄附金控除が非常に受けやすくなると、当然、
公益目的の財団ですから、至極当然のお話ですが。それと、公益財団法人と名乗ること
によって、社会的な信用が得られるというのが主なメリットという中で、ICEETTはそう
いった道を選んだということです。

竹野兼主委員

財団の部分では、意味合いのところではわかりました。

それで、川村委員や加藤副委員長がお話しされている部分の中で、さっきも言われたあ
り方検討会という部分の言葉がつくのであれば、川村委員たちも言われるように、理事長、
副理事長がトップの形で今後ICEETTをどうしていくかというのを諮問するような形
で出すべきものやったんじゃないかなというふうに話を聞いているとは思うんですけど
も、ずっと最初から言われている、市として多くの財産を拠出しているような状況で、そ
の財産の管理を含めている中で、ICEETTが、委員長が言われたように、どのように今
後運営していけば、その財産を減らさずに確保できるような方法を考えるための意見提案
をしていこうとする、その検討会の部分の予算という、また、今言われている県のほうは
引こうとしているのではないかなと思えるような今の状況を考えると、県と市でそういう
あり方、あり方という言い方はあかんのやな、検討会をすることで、県ももっとしっか
りかわれよというような、ひょっとしたら、この予算を有することで、各有識者の意見も
出てくるのかなというような思いもあって、公益財団という、その事業という部分の中
では、この100万円がどうやって使われるのかと言われると、これこそ全体会なら全体会
のところによって上げてもらうのも必要なのかなという気はせんでもないですけどね。

諸岡 覚委員長

今のは、全体会に上げるべしという意見表明というふうにとらせていただきました。
他にございますでしょうか。

(なし)

諸岡 覚委員長

なければ、この件についての質疑は一旦打ち切ります。

なお、今から休憩に入りますけれども、休憩後は、(仮称)公害資料館及び環境学習センターに関連しての質疑に入ります。

その後、それをおよそ1時間しましたら、お昼ぐらいにはその質疑を打ち切りまして、採決に移っていきますけれども、採決の際には、まずは、全体会上がるか否かによって、採決の対応も変わってくるだろうと思いますので、まずは、全体会上げるかどうかを皆さんにお諮りをいたします。その後、委員会としての判断は一応示していくというルールになっておりますので、全体会上げるとしても採決はとらせていただきますので、そのようにご留意いただきますようお願いをいたします。

休憩に入ります。10分、再開といたします。

川村幸康委員

できれば、県と市の、もう一個、前に出してもらったと思うんやけど、事業、これだけあって、こういうふうな金額、減ってきたというやつだけ。ちょっと資料を出してもらえれば。

諸岡 覚委員長

次の公害やっておる間でも結構ですので、下に言うて持ってきてもらってください。県と市が出しておる仕事ですね。それ、ざっと、金額ベースで。

川村幸康委員

前もらった、俺。すぐ出てくるはずや。

諸岡 覚委員長

過去何年か分かのやつ、お願いします。

10分再開です。

10 : 58 休憩

11 : 10 再開

諸岡 覚委員長

それでは、定刻になりましたので、まだ若干お越しでない方もいらっしゃいますが再開をさせていただきます。

ここからは、（仮称）公害資料館及び環境学習センターに関連した議事のみということで進めさせていただきます。

まず、追加資料をいただいておりますので、補足のご説明をお願いいたします。

樋口資料館準備室長

資料館準備室長の樋口です。よろしくお願いします。

前回の委員会で、資料館に対します体制について資料をとということで求められましたので出させていただきます。当資料につきましては、11月5日の予算常任委員会の資料から抜粋させていただいております。

まず、1ページ、表面ですが、管理・運営費の部分、一番上の段ですね。ここに、公害・環境学習支援業務ということで、指定管理から業務委託に変更とありますように、開館後も一部業務については業務委託でやっていきたいというのを視野に入れた事業を組んでいきたいということで考えております。

裏面をごらんください。裏面につきましては、資料館及び博物館の組織図ということで、開館後の市の職員の配置でございます。6名の配置をする予定でございます。うち3名が博物館と兼務となる予定でございます。

以上でございます。

諸岡 覚委員長

追加資料の説明はお聞き及びのとおりです。

質疑に移ります。ご質疑ございます方、挙手の上、ご発言ください。

川村幸康委員

きょうの新聞報道、見ましたか。

諸岡 覚委員長

載ってましたね。

川村幸康委員

多分、私が言うておる、主張しておるところと、ほぼ同じようなことを危惧しておる部分があって、特に原告で唯一一人の人やでというの、社会のニュース性もあるし、発言力もあるんかなと思うておるんやけどな、情報の発信力も。何を危惧するかといったら、市長に、たくさんの来館者を求めて周知する部分のところな、イメージとかたくさんの人が来てもらうというところの周知、多くの方に来てもらうとか、四日市のイメージよくするとかいうところの部分のセクションと、本当に痛みを持って苦しんできた人たちの願いからいくと、その中からやっぱりきちんと人を育成して、ちゃんと次に、そういうことを起こさんというような人までのピラミッド型のもんをつくってほしいということていくと、四日市市が、今この資料にもあるように、資料館と博物館を併設していく中で、博物館的な資料館になるおそれが予見できるわけや。

そういう意味からいくと、原告の、野田さんが言われておるように育成強化してもらえ、だから、そこまでやな、未来にでも、今の人間は死んでいくと、実際に痛みを持って患った人たちなり、親や子供らが苦しんどったという姿を見る人が、だんだんと、50年後にはもうおらんわけやな。過去のものとなっていくときに、いま一度原点に立ち戻れるような人たちを、ずっと人材育成、人づくりをしてほしいということが含まれておると思うので、学習という面を強調しておると思うんですよ。

私も、だから、公害学習、環境学習センターが、市の直営から指定管理にいく中において、一番怖さを感じたのはそこやったんさ。市として人をつくるとか、人づくりだけは税金でせんとあかんもんで、そういう公害にきちんと費用対効果でやれるところと違うもんでな。そうすると、行政の関与というところが必要やろうなと思うておったもんで、その中で、わかりやすさとか、学習の度合いが深まっていくというようなことはな、民間のノウハウをかりるといふところはようわかったんやけど、けど、大もとまでを民間に渡すといふことは、私は絶対反対やったわけや。

あなたらは、それを、この前のときには、環境学習センターで民間にやってもらうことでええって言うて切りかえていったわけや。今回は、今度また自分らで戻すと言うておるけれども、その中に、市としての公害に対する貫いた考え方がないんや、全くな。だから、ちゃんと四日市がこれは覚悟を決めて、公害とは未来永劫向き合っていく中でどうするかといふことが必要なわけやろう。

そうすると、今回のこの未来館の整備事業費に当たる資料なり含めてもあれがな、このことと、何が予見できるかという、ここだな。環境学習センターがこの中で、この資料整理作業に押し込められるという危険性があるわけや。あなたらは、環境学習センターが、そのままあれになっていくと言うけれども、この人も言うておるやん、ここがみそなんや。間借りじゃなくて、小さくても独立した場所で資料を残してほしいというこの人の考え方な。これ、何かと云ったら、展示じゃなくて、やっぱり育成強化な、人づくりしてほしいということやろうと思うておるんや。

今回の整備事業の中でもこれで予見できんのが、その分が全くないんや。平成24、25、26年度の中で。人をつくって、そして、人をどうしていくかということが、全く視点がなないんや。だから、ここは直ちにつくり直さんとあかん。何でかという、どこか行ってもうたけど、議会事務局も増員になんのや、人が。というお願いをして、今、議案に諮られておるわけや。そのためには、この1年間ぐらいの業務量を調べたり、こういうことで、こうやし、次からまたもっとこういうふうな議会の活動があるから、もっと人が要るんやと、そのためにつくっていかなきゃあかんで、こうしてほしいということが全体計画としてあって、議会は提案しておるわけやな。

今回の予算案には、公害資料館と環境未来館の人事の部分の視点は全くないで、でき上がったと同時に、さあやってくださいで、俺はあかんと思うておるわけや。それならな、それこそ、何か展示博物館的な機能の人事しかできやんわけや。それでも俺は、もっとやらなあかん。普通、民間の事業所でな、店オープンしようと思うたらな、その前に二、三人余分に人を抱えてでも、1年か2年、研修してさ、そしてやるわけやろう。そうすると、今まで、あんた、環境学習センターに出して、何年たった、これで。4年やろう。4年間のノウハウ培ったと言うけどな、その人ら、直接雇うとは言えませんが、基本的には、そのノウハウを生かそうと思うたら、何についたかって、人についたんやさ。

そうすると、本来な、今回のこの整備事業で出てきておる中には、一番重要とせなあかんのは人的なことなんやさ、資料の整理よりも。そうすると、人員の増強がなければ、いるんな方が議会で言うておるように絵に描いた餅に終わって、ただ単に人が来るとか、そっちの方面だけしか携われやんわけや。

だから、今回、きょうの新聞、タイミングよく出ておったけど、この環境学習センターの位置づけをちゃんと市としてやってほしいという記事になったわけやろう、これ。人の

要求したか、部長、ふえとんのか。それで、公害資料館でやっていくと、環境学習センターの機能をそれでやれんのか。これ、現場の人に聞いたら、とてもやないがやれませんかと言うておるぜ。

諸岡 覚委員長

よろしいか、一回。

田中環境部長

人事問題ですので、確定というのはいかがかとは思いますが、人員の内示の段階では、来年度の準備室も1名増員ということで内示はいただいております。

川村幸康委員

資料館準備室の1名増員というのはさ、どんな業務範囲で、どんな業務命令なんや。ということは、今の樋口さんの下で、樋口さんを助けるだけの部分で、人づくりで、人をつくっていくという視点があんのか。極端なこと言うたら、環境学習センターでつくってきたような人を、市がどういうふうにして、1年半後の開館に向けてどうやってやろうとしとんのや、そうしたら。

樋口資料館準備室長

来年度については、この開館をする事業の内容を積算するための学習プログラムを作成、これ、1年かけて整理していきます。

それで、その事業の進め方、いわゆる人の育成、これは平成26年度の開館といいますが、約1年、開館までございますので、その1年間かけて、その事業はきちんとできるような人材を育成していきたいというふうに考えております。

川村幸康委員

人材を育成していきたいと言うて、あんたらは何て言うたと思う、前。環境学習センターで、今まで培ってきたノウハウはって言ったらな、それでは限界があったで、民間に指定管理で委ねたほうがええんや言うてきたんやで。今回は、何でそうしたら、そういう考え方に変わった。何で、もう一遍行政のほうで持ったほうがええと思いだしたん。

樋口資料館準備室長

今まで、この指定管理制度をして、環境学習センターをやってまいりました。これにつきましては、当時、平成21年度からやっていますけれども、平成20年度から平成21年度にかけて、約3倍程度の来館者も来てもらうように成果を上げてきております。

しかしながら、今回整備します、この四日市公害と環境未来館、仮称でございますが、これについては、その展示も、四日市のまちづくりとか、そういう視点も多岐にわたりますし、また、この事業も、今後、いわゆる国とか県との連携、また、四大公害資料館との連携など、これについては、なかなか民間事業者ではできない部分もございます。この辺は行政が責任持ってやっていきたいというふうに考えております。

なお、委員から言われますように、接遇というか、お客さんに対する接客も含めて、民間事業者のほうはノウハウとか効率といったところもでございます。これにつきましては、指定管理から一部業務の委託という形で、民間のノウハウも今後も活用していきたいというふうに考えております。

川村幸康委員

尋ねれば、そやけど、この間、樋口さんに聞いたときにはさ、直接。やっぱり、人員の配置を、人づくりの部分のところていくと、本当は、来年度、平成25年度でな、もっと要求していかんと間に合わんということは明確なわけや。十分か、これで。十分と言うんであればな、その程度のものなんや。そうすると、今回でも新聞記事に載っておるように、資料館に事務所も置いて、センターと同様の環境学習機能を果たすと樋口さんは言うてるんやろうけども、公害患者やいろいろと痛みを覚えておったほうの人たちは、これでは不十分だという思いになっておるわけやん。それは何かといったら、資料展示のほうを中心で、人材の育成というんがおろそかになるよと。だから、今のうちから、市の考え方として、人材を含めたものを人事的には用意していかんと間に合わんというのは、樋口さんも認めるところやと私は思うておるもんでな。それを要らんとするならば、また別の考え方やな、人をふやさんといくと言うんならな。俺は、ふやせという話をしておるわけやでな。委員長、新聞記事、刷ってきたで、もしあれやったら。

諸岡 覚委員長

私も見ました。

川村幸康委員

見てへん人もおんのやったら、配ってもいいですか。

諸岡 覚委員長

どうぞ、配ってください。

樋口資料館準備室長

人材育成につきまして、人が足りる、足りない、これはもう与えられた範囲内で精いっぱいさせていただくというお答えしかできませんが、先ほど申し上げましたように、平成26年度、1年間ございます。その間でもしっかりしますし、それと、先ほど言いましたように、学習プログラム、これは、今、実は基本設計の中でもやっていますけれども、これがちょっとまだ表面に出ていない部分もございまして、ちょっと不安感を与えてしまっておるかなと反省しております。この辺について、また、関係者の方と十分お話も進めさせていただきたいと思います。

川村幸康委員

これでもう最後にしますけれども、そうすると、ここでも、理想の形が自分たちの中でも曖昧と言うように、中身の議論が結局何もなされていなかったのだとあらためて思った。市は、本気で四日市公害を多くの人に学んでほしいと思っているのだろうかという話に、新聞記事のコメントになるんやろうけど、私、議会の立場としても、公害資料館をつくるなら、やっぱりそれなりに責任も要るわけや。そのときに、誰の、まずは思いなりを、ある程度聞いて、そこには納得のいくような形をおさめていこうとしたら、まず、一義的には、被害に遭って、痛みを持っておる人やさ。その人らが、こういうことの中でという考え方、聞いてかなあかんわけや。

ところが、ここで改めてきょうの新聞見てもな、その辺の部分が弱いつて指摘されておるわけや、弱いつて。四日市公害と環境未来館の整備事業をこういったことでやっていくのは構わへんけど、プラスな、そっちの弱い面の方面をどうやって強化していくかということがあわせて提案されやんと、この予算認めるわけいかん。逆に言うたら、ハード的な

ことだけやっていくだけで、ソフト的なことは、行政、何も考えていないというんが、いろんな方から聞いておっても、そういうことの指摘が多いわけやで、だから、予算案に対してな、これが高い、安いということと違くて、プラス、ソフト的なセットが要るやろうと。それは、人づくりの面もすると、人事の面が弱いよ。

だから、行政が施策を立ててやる時には、人と予算やで、この予算は、ハードについての予算だけの話の世界であってな、資料整理って言うけど。人にはついていないわけや。だから、こういう記事になるんやさ。だから、本気で市が公害資料館をつくろうと思うなら、ある程度財政の、予算はもっと別の意味でも要るよと、高く。という話にしていかなあかんわけや。そこの考え方をきちんと一遍述べてほしい。この新聞記事で心配されるようなことが当たっていると、これ、否定されると、俺、もっと言わなあかんでな。新聞にこう、出とんのやもん。

樋口資料館準備室長

今回、この新聞を見させていただきました。今、委員言われるところは、公害市民塾のメンバーも、理想の形が自分たちの中でも曖昧と言うようにというくだりだというふうに思います。

先般、先週か先々週の月曜日、公害市民塾の定例会、これは毎月1回やってございます。ここについても、私どもで行ける限り、入らせていただいております。前回の会議の中で議題のあったのが、市民塾として市のほうにどういうふうな提案ができるかというふうな議題を上げてやっておりました。その中でも、やはり彼らもいろんなメンバーがおる中で、いろんな意見があって、自分たちもいろんな意見が一つにまとまり切らないという部分もあって、こういう記事になったのかなというふうに推測はしております。

こういう市民塾じゃなしに、いろんな方の意見はいろんな場合を通して聞くようにさせていただきながら、今、設計に携わっているところでございます。

川村幸康委員

職員研修とかあんなのでさ、よう言われる中にな、新しいこと始めていくと、七つのSって、よう言われるやん。知っておるか。あんたら、よう職員研修すると、七つのSって、最近はやってよう言うておるやん。それがいいんやさ。俺が聞いたのでは、ストラテジーというんか、英語で言うておったんでわからんけど、戦略や目標というんやて、それから、

ストラクチャー、組織、システム、構成員をどう動かすかやろう、スキル、スタッフ、スタイル、シェアードとかバリューとか、これで七つのSとよう言うんやけど、新しいものをつくっていくときには、戦略と目標を持って、次、やっぱり組織つくるという話やろう。組織つくったら、それ、どう動かすかというシステムがいて、そのための技術アップをして、そのためにはスタッフはどんな人がええんかとなって、そのためにはどんなスタイルでやっていくんかということが出てきて、最後に、そういうスタッフの一体感というか、みんなのやる気、価値をどう生み出すかということで、完成するということていくとな、ほとんどのことていくと、今、公害資料館の整備事業が、ほとんどがハード面でのことしかなされていないんやさ。

事業で考えると、例えばイオンをつくるとするとき、ショッピングセンターをつくるとするとき、ショッピングセンターつくることばかり今やとんのやさ。だけど、そこで働いてもらう人や、どんな商品入れて、どんな構成にして、どんなことやっていくかというの、これ、示されておるとあんたら言うやろう、公害資料館の今までの説明会資料で、これ。こんなもん、これは示されておるんじゃない、人員配置書いてあるだけで、あと、私が言うておるようなこと、どんなスタッフで、どんなことがということがないとあかんわけや。だけど、それが一切なされていないでは、私は今回のこの予算案でも、資料だけこうやって調べたり何かする話が一方で進み過ぎておるもんで、それに対する人の育て方、どうするんやとか、開館したときにどんなあれにすんのやという話やさ。ショッピングセンター行ってもさ、無愛想でサービス精神のない人がおったら、たちまちはやらんで。おはようございますとか、いらっしゃいませと言わな。そやろう。そうすると、それは物すごく重要な要素やんか。

考え方から言うとな、資料展示、あんなのというのは行政がかたくやってもええけど、環境学習とか、それこそ、何や、ここで言う、新聞に載っておるような、学ぶとかさ、自分で調べて学ぶ場所をつくるためにはどんな方向性でいくんやということをつくっていかうとすると、まずは人員配置からやさ、市のほうも。私が言うておるのは、環境学習センターのように指定管理者で人をああやってやるという方針からな、今度、市がやるということになると、一番重要なんは、高く、高どまりしてでもやっていくんやという方針が要んのやないか、市が。そうやろ。

だから、民間のノウハウで指定管理に出すよりも、ええ人材を市の中で自前で育て上げていくということやろう。樋口さんがするの、それ。足らんやろう、人が。そうしたら、

二、三人、もう今からつくり始めても遅ないということを考えると、この予算プラス2人が3人ぐらいの人員増をして、やっぱりやらなあかん。そういう方針を、少しやっぱりセットで出してきて。それとセットやったら、私もようわかるけど、今回の。認識として答弁してほしいのは、ハード面ばかり先行し過ぎて、ソフト面がおろそかということは認めるか認めやんかやさ。

ここの、この資料館及び博物館の組織図と、職種別というのを、博物館の立場のほうで、俺、先週聞きに行ったんや。そしたら、実際に、これ、もうすぐに、来年度からでもすり合わせ、平成25年度にな、きちっとシミュレーションして、構成考えていかんとやれませんと言うとんのやな。打診あったんかといったら、どっちもしませんという話なんやな。細かい打ち合わせや言うたら、これもしていないと言うんやさ。資料は、これ、もう、半年前ぐらい、10月か11月に示しておるけど、何らやっていないんやさ。平成25年度に、そうしたら、その予算、組んであるのかと言うたら、組んでいないんやさ。これ、書いただけやさ、議会に。これは、もう手つかずやさ。来年1年間、予算案ないんやで、そしたら、スタートする年度から、これ、組んでいくという話やもんでな、議会から提案でもしてでもか、あなたから修正でも出してきて、やっぱ、この部分のところの予算案、どうするかというの、きちんと打ち合わせるような考え方が要るんと違うんかということと言うとんのが。それぐらいに、市長が、自分の公約や、資料館をな、市の目玉と位置づけたいと言うなら。

樋口資料館準備室長

人員配置になりますと、その館で、どういうふうなサービス、いわゆる環境学習とか、公害学習、そういうふうなサービスをどれだけ提供するかということに依存されるかと思えます。

この内容につきまして、今も入っています、展示等に入りますところで、学習プランの洗いざらしを、どういうふうなサービスを提供するのかというのも今設計しておるところでございます。

この中で出てきました事業を提供できるような人材配置について、再度検討し、平成26年度の予算に向けて要求していきたいというふうに考えております。

川村幸康委員

そうしたら、聞くけどもさ、この資料でもろうた、環境学習センターの事業を拡充するというの、書いてあるんや、ここにな。さっき言うた七つのS、どうやってやっていくかというの、書いているんや。これ、全部博物館と資料館の兼務なんや。どうやってやんのやという話ですわ。だから、資料館のほうはな、6人のうち3人が兼務なんやさ。3人しかおらんということやさ。こっちはな、博物館の11人おって3人なんやさな。誰が見たってさ、やっつけ仕事で、来年、再来年度に開館するときにな、職員の配置がえのときに、人員増強して、ぼんで行かされたって、何もできへんやろう。

樋口資料館準備室長

委員からのご質問ですけれども、この3名、この6名については、いわゆる市の職員として6名、兼務3名でございます。ただ、これだけで全事業を皆さんに提供できるというふうには考えてございません。そういう意味で、表面の公害・環境学習支援業務、約1900万円ですか、指定管理から業務委託に変更と書いてありますように、一部業務については民間のノウハウ等を生かした、視野に入れた事業の仕方をしていきたいというふうに考えております。

川村幸康委員

そうすると、もともとあった、直営でやっておったんを、指定管理に変えた業務委託がここへ変わるだけなんやろうけど、場所を向こうへ持っていくという考え方の中で、記事にも出ておるように、不安に思うておるわけや。そしたら、行政の考え方なり、行政の方向性の中でな、資料館と博物館やで、全部一体でせなあかんという考え方も示す中でな、記事に出ておるような不安が出ておるわけや。そして、今、環境学習センターがあるところが空くわけや。何の活用方法も決まっていないならな、そのままそれは、そこは学びの場として残しておいてもらえやんかという考え方もあるわけや。それは、したいことを行政がしたいというんじゃなくて、さまざまな人の意見を聞く中で、合意形成をもたらしていくと、どういうものの考え方ともののやり方があるのやということなんやさ。だから、ソフトとハードを、行政が一括すると、何となく管理がしやすいように一カ所に集めると格好がええと思ってやっちまうけども、そんなもんでもないんと違うんかという話なんや。植木鉢のように、ぱっぱっと移すなら構わへんけど、環境学習センター、あそこにもう根づいておるわけや、ある程度のな、行くことも含めて、あそこで学びに行くようなことの、

ある程度の組織やスタイルもでき上がってきつつあるのをな、今度、未来館ができると言
うて、いきなり根断ち切って向こうへ持って行く中でな、より多くの人が来るところの、
学習の機会でもええけれども、周知、育成強化していくのはこっちでやったらどうやとか、
そういう物の考え方が生まれてきても自然と違うんかなと思うておるわけや。それと同時
に、そうしたら、スタッフもどうつくるかということやろう。だから、その視点が、部長、
あったか。私が指摘しておるようなことが。合意形成も含めてさ、不足してへんかなと思
うて。

田中環境部長

ハード面はともかく、ソフト面がおろそかになっていないかというふうなご指摘だと思
いますが、確かに、今、室長も申しましたように、まず、どんなサービスをするかという
部分が、まず、考え方として、そこから着手したということで、この辺がおろそかと申し
ますか、後手に回っておると申しますか、そういった部分はあると思います。

ただ、そんな中で、今も申しましたように、今、鋭意、日々、これ、あと1年余りに迫
った中で日々検討しておりますので、そんな中で、今の不安に思っで見えるという市民の
方々の声も私どもにも届いてまいります。そういった方々に対して、当然、そういった
方々の意見をお聞きしながら、私どもも、できるだけ、何ができるのか、どうすべきか
ということは、これは本当に、走りながらというと語弊がございしますが、今、懸命に考えて
いきたいというふうに思っております。

川村幸康委員

走りながら考えるってさ、最初の全体計画があったときからさ、考えて、決まっておら
なおかしいこととちゃうんか、そしたら。答弁、求めや、多分、答弁できやんだと思うん
でな。

ただな、それにしてもあと1年という話の中でな、人事だけはせめてつけようよ、人は。
それ、なけりゃ、公害患者の人やら、あんな500人弱おる人らに謝ってこいよ。そんなも
ん、めちゃくちゃな進め方やで、これ。箱物だけで走っておると聞こえてきたもんでな、
俺が。患者の皆さんから聞くと。もうちょっとソフトというかな、公害の影響を受けた
家とか、地域とか、そういう人らのことを考えてくれると、もっとどういう視点で公害資
料館のつくり方を合意形成、ただ単に塩浜のヘルスプラザを蹴ったで、もうあんたには

聞かんって、行政が走っていくというスタイルに見えておるわけや。だから、そこらの最初の合意形成の場を、行政的なところで、うまくいかんだということがわかっていないんやさ、あんたら。それに基づいて、向こうへ持っていったというの、市長がな、よりこういうような方向性を探ったと認めつつもさ、そうしたら、甘んじてな。でも、そのことによって、当初に言うておったような、公害の実態に合ったフィールドの地域とかな、そのところの人らの思いというのを、どう、そうしたら環境部は受けとめて、どうやるかということは、まるきり合意として報告もしていないやん、あんたら、説明も。あれっきり、何ら説明ないと言うておるぜ。心配しとんのは、建物ありきでいってあって、こういう記事に載るような、人づくり含めては何も考えてもろうてない。

聞こえてきたんが、あと、慰霊祭を市主催か何かでやりたいという市長のパフォーマンスだけやと。あれ、でも、本当はちゃんと整理せなあかんや。今の戦没者慰霊でも、自分らで戦没者慰霊する部分のところと、市主催で市民が甲意をあらわすところとは別個でやっておるわけやさ。そういうことが全然余地なしに、市長も部長も答弁してしもうておるわけやさ、さまざまな視点をな。一方の視点で、あれは悪いことじゃない、だけど、いろんな視点を見ると、市にはああいう甲意を示さなあかんようなことがいっぱいあるわけやん、伊勢湾台風にしろ、何にしろ。そのときに、特に四日市公害の場合には、当事者と、それから発生したほうの原因もおるわけやわな。その部分をどういうふうにかやさ。企業側から言えば、社会的制裁も受けて、自分らは自分らできちんと責任も果たして、今、事業をさせてもろうておるといふ思いがあるしさ、一方で、被害を受けたほうはそういうふうな認識もありつつも、さまざまな複雑な思いが出てくる中でな、どう慰霊するかというような話は別個なんやさ。だから、もうちょっと寄り添う形で丁寧に考えたらんと、そこは。資料館の建物つくって、ようけ人呼んできて、イメージええというような、上辺だけのものではなくて、下の泥の部分に役所が忘れつつあるでな。泥の部分にこそ、多分、公害患者の人や家族は思うておるわけやで、そこを忘れて、何万人寄ってきたとかな、たくさん人が見に来てもろうたでええわという話とは違うぞと私が言うておるわけ。せやけど、本当、これ、心して聞かんとかあんで、全然ないやないか、その部分は。あつたんか、そういう考え方が。それやったら、こんな記事、出やへんやろう。

樋口資料館準備室長

今回、今年度、事業を進める中で、議会からもご意見いただいたように、いろんな視点

で公害を捉えるということで、この映像撮影についても、被害の特に多かった、いわゆる旧指定地域、この地区の自治会を通しまして、いろんな話をお聞かせも、今させていただいております。

ただ、今回、この記事、きょう、中日新聞、これ、出されました。この中で、私ども事実確認する中で、浸透してきたのに残念という話でしたが、アクティオのほうにも確認させていただきましたけれども、これは委託業務の中で、3年、2年と、残す来年1年になって、次、これはいわゆる本町プラザに残るか、博物館へ行く、そういう意味じゃなくて、次の事業が継続してアクティオがとれるかどうか、いわゆるそのまま雇用されるかどうか不安があるというふうな思いで述べられたそうで、別に向こうへ行くのに対してということで発言したわけじゃないということで確認はさせていただいております。

川村幸康委員

そんな、アクティオがとるとかたらんとか、私は、そんなもの、ルール上やで、指定管理の制度の中でやっておる話やで、とれるとれやんというのは別の話や。そんなのを、向こう行くでとか、とれるでと不安に思うておるでって言うなら、このアクティオ、問題やで、そんなこと言うとなんやったら。アクティオがあくまでも言うておるんは、俺は違ふと思うよ。せっかく根づいてきたこともあるけれども、野田さんが言うておるような資料の集めと、普及の場と、育成強化の部分は違うやろうなという思うがあると思うよ。もし、今、樋口さんが言われるようなことでやんのやっから、アクティオとして、それは勘違いやな。次も自分らが仕事したいでと言うんやったら。

樋口資料館準備室長

この記事につきましても、新聞社から正式に依頼を受けて答えた記憶はないということで、そういう話の中で、そこだけを捉えられて記事にされたのかなと、アクティオ自身もちょっととまどっておるというところがございます。

川村幸康委員

新聞記事の真意なり何なりというのはようわからん話やけど、いずれにしても、合意形成がなされていないということはあるわけやさ、さまざまな方面で。それを市として、今回は、(仮称)四日市公害と環境未来館の整備事業という形で当たっておるのであれば、

ハード面の整備事業と、ソフト面の整備事業を来年度していかなとあかんやろうと言うとんのや。それがないやないかという指摘に対して、答弁ないんやさ。

樋口資料館準備室長

済みません。ここ、来年度予算要求させていただいています展示等実施設計、また、今年度実施しています展示等基本設計、この中には、書いてあります、展示に関するハード面の設計、それと、あわせて、ソフト面の学習プログラム、同時に並行してやっております。来年度も引き続きソフト面についても検討してまいりますので、よろしく願います。

川村幸康委員

あのさ、来年度というけど、次の年度はもうスタートするもんでな、だから、平成25年度でやらなあかんでしょうと言うとんのや。ほんでな、内示がどうのこうのと言うたけど、なら、それ、議案書に載っておるか。議会事務局の増員は議会に諮られておるぜ。どこに載るとんの、予算書の、見せて。データで書いてあるの、俺はよう探さんだ、それ。

諸岡 覚委員長

ご説明できますか。

ちょっと、この間に皆さんにお聞きしますけれども、川村委員以外でご質疑ございます方、いらっしゃいますか。

わかりました。

答弁、いかがですか。

今、川村委員からご指摘のあった点は理解されていますか。大丈夫ですね。ないならないと。

樋口資料館準備室長

人件費については、衛生費の中でまとめて上げてございます。1名増とか、そういう形で書いてございませんので、申しわけございません。

川村幸康委員

62人の中で1人ふえたということでええの。

諸岡 覚委員長

簡潔に。

樋口資料館準備室長

前年度の資料、手元にございませんで、ちょっと比較させてください。済みません。

諸岡 覚委員長

ふえたかどうかがわからないということですか。

樋口資料館準備室長

この中に含まれておるとおもいます。ちょっと済みません。確認させてください。

川村幸康委員

その間よろしい。結局さ、私が言うとなのは、どこかのやりくりで1人、どこかけちって、どこかでふやすということと違って、市としての考え方の中に、新しい、こういう政策をやっていくに当たってな、当然、人員配置は必要になってくるということていくと、この資料館の中に、もう結局6人はスタートしていくというんやけど、この6人が、兼務もあるんやろうけど、館長やら、事務職をふやしていく中でな、議会でも、眉唾物というよりも、一番の課題になったんが、併設していく中で、最適人員が見えやんという話があったんや、議会の中でな、議員から。人件費が余分に、コスト論として、かさむんならおかしいやないかという議論が議員説明会であったときに、コスト論ていくとそういう話やったのと。逆に言うと、資料館と博物館は兼任してもええやろうけども、環境学習という部分のところは新たに増員をせなあかんわけや、そうするとな。そこの考え方を言うておるわけや。

今回、でも、これ、なっておるような、館長、事務職、と、学芸員と、教員で、教員は博物館と重なるわけや。ここにな、学習支援・指導・教育連携等というんで、博物館と資料館と連携させた形で書いてあるわけや。これは、誰が見たって、こうしたらな、弱いし、そして、この人員が、そういう専門性を持ってやっておるわけじゃないと見える

わけや、博物館の専門員だけであって。資料館までの増強をどうするんかとか。意外に組織図としてこうやってつくってみて出してきたけど、我々のところには。いま一度の練り直しを必要とされておるわけや。誰か、今指摘したこと、いやいや、議員、それは違います、こうやって説明できますというのができれば構わへんよ。それが、この3月31日までもう一遍、これ、練り直してちゃんと説明できればええ。この4月1日から、これ、始めやんと始まらんと、俺は思うておるもんでな。次の年度の、平成26年4月1日やったら遅いでさ、そこへ人を張りつけたのでは。

今までも組織があって、流れておって、うまくやっとなったら構わへんのやけど、新たにぼんと新規で、これ、できるわけやで、それ、ぼんと行かされても困るやん。そんなやったら、せめてな、議会事務局なんかのように、別議案で、総務委員会の資料説明があったように、これだけの人員と、これだけやもんで、人員を増加しますというのであれば、行政の専権事項やもんで、人員増は。最低限、博物館資料の新たなメニューを置くには、毎年どれだけの人とどれだけの人を置いてこうやってやりますという説明あるんやさ。今回、それが無いもんで、俺は言うておるのさ、要求しておるのは。

前のヘルスプラザのときも、俺、おったけれども、あのとき、できたときでも、こういう人とこういう人をふやしていきたいとかいう説明はあったでな、1年前から。人つけて準備せなあかんでと言って。今回は、これ、そんなの何にもしてかへんのやで。今までのあれからすると、全然考えられやんやり方しておるでな。

諸岡 覚委員長

部長、まとめてください。

田中環境部長

きょう、ご提出しました資料につきましては、これ、資料館オープン後の姿ということでお示ししております。それと、今、平成24年度と平成25年度の比較で申しますと、ちょうど、このお示ししました4の学芸員の部分、この部分が、平成25年度に増員ということで、人事課からの別の人員の定数内示というのがあるんですが、その場で1名増と、中身についてどういう人材ですかと言いましたら、この学芸員に相当するような人材を何とか見出して配置しますという人事当局からの内示がございました。

したがって、例えば、ことしとの比較でいいますと、少なくとも来年度は1名増員

をいただけるということですし、再三、今、委員からございましたように、これだけでは不安だということを、私ども、これで万全かと申しますと、当然そうは言い切れない部分がございます。少数精鋭ということもございますが、当然、事業量に見合った万全の準備をするためには必要不可欠とあらば、たとえ内示がどうであれ、その辺の体制整備というのを、当然何らかの工夫はする必要がございますので、その辺につきましては、早急に検討といいますか、人事当局とも協議、何とか体制強化できないかということをお願いしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

諸岡 覚委員長

議論も堂堂めぐりの様相を呈してきておりますので、川村委員から、先ほどからずっとご指摘がある、主に、現在の環境学習センターからの、継続性という部分で、そういう担保がとれるのかという指摘、そして、また、人材育成という部分で、果たして現状の体制でよいのかという強いご指摘がございました。

この指摘につきましては、当然ながら委員長報告のほうで、これはきちりと強く書いて、残していくということは、まずはお約束をさせていただきます。

その上で、まず、川村委員にお尋ねしますけれども、これは、全体会に上げるべきという判断をされますか。

川村幸康委員

よろしいです。そこだけ表明させてもらう。

要は、学芸員なら学芸員、これ、1人ふやすんなら、提案理由の説明は要るやろう。ここまで聞いてこないといいのは。聞かない、言わんというのはいかんと思うわ、そして。議会事務局の増員でもな、新たなところに新たな人を配置して、こうやってやろうとすると、提案理由を説明して、こういうことで予算案を認めてくれということやんか。そのときに、いろんな角度から見て、その仕事量ならええとか、その仕事量ではふやす必要ないやないかという話やさ。そうすると、あなたが言う、ここの学芸員が、ここで1人雇うという話はどこに書いてあるんや。どこにも出てきていないやろう。せめて議会に諮るときには、提案するべき事項と違うんか、部長。

諸岡 党委員長

部長、簡潔に。

田中環境部長

私ども、この平成26年度の開館後の仕方をお示しすることによって、説明をしたつもりでありましたけれども、その辺、平成25年度の体制はどうかという点では説明不足でございました。申しわけございません。

それと、学芸員、雇うかどうかというのは、これ、人事の問題なんですが、当然、例えば学芸員資格を持った在職職員もおりますので、その辺はどうするかは人事の考え方だと思いますので、念のため申し添えます。

川村幸康委員

そしたら、総務常任委員会では説明されたという認識でよろしいな。わかった。もうええわ。総務常任委員会で聞くわ。

諸岡 党委員長

もう一度、ごめんなさい、川村委員にお尋ねしますけれども、これは、全体会に上げるべきだというふうに意見表明されますか。

川村幸康委員

ちょっとよろしいですか。

今の答えを聞くと、さまざまな問題も、公害資料館、そういう意見も言いたいこともあるけれど、人事のことで多分やるなと思うたで、総務常任委員会でなされたかどうかということやろうな。

諸岡 党委員長

よその所管の委員会とまたがるという部分も含めて、全体会に上げていきたいという意思表明でよろしいですか。

川村幸康委員

はい。

諸岡 覚委員長

では、それについては後ほどきちんと皆様にお諮りをさせていただきます。

加藤清助副委員長

さっき川村委員がおっしゃっていた人事の人の増強の部分ね。余り明確に説明なかったんやけど、この4ページの一番上に、平成24年度が20人で……。

(「どこどこ」と呼ぶ者あり)

加藤清助副委員長

4ページ、この委員会資料、もとの、当初の。4ページの一番上が、平成24年度20人で、予算が22人、再任用も平成24年度1人で、平成25年度3人って、増員体制を見越した予算になっとなんやけど、そこにさっき言っておった準備室の学芸員になるかどうかは別にして、一人は公害資料館関係という部分で読み取って理解していいの。ちょっとあとの2人と、再任用の2人増はどこかにはまるんかなと思うけど。

諸岡 覚委員長

その人数、最終的に何人になるんですか、シンプルに、わかりやすく、現状何人で、最終何人で。現状何人で、最終何人であるかって、どなたか、ぱっと答えられる方、いらっしゃいますか。数字の見方がわかりづらいというご指摘ですが。室長、わからないですか。

樋口資料館準備室長

私、室の把握しか、ちょっとしていません。ごめんなさい。環境保全課全部、ちょっとお待ちください。

田中環境部長

本来、これはあるまじきことなんですが、人件費の構成というのは、なかなか、何費でどう組むかというのがちょっと入り組んでおる部分がございますし、例えば、育休、産休

なんかもごさいますので……。

(発言する者あり)

田中環境部長

だから、いずれにしましても、ちょっとお時間をいただきまして説明させていただきたいと思います。

諸岡 覚委員長

質疑、留保いたします。

休憩に入ります。再開、1時といたします。

12:03 休憩

13:01 再開

諸岡 覚委員長

お疲れさまでございます。

それでは、定刻になりましたので、午後からの部を再開していきたいと思います。

今からは、午前中、留保しておりました公害資料館の話からちょっと発展をしまして、全体の人数の部分ということになります。この件につきましては、金曜日からもかなりの時間、割いておりますので、今からの質疑は30分程度でまとめていきたいと思っておりますので、どうかご協力をいただきますよう、お願いをいたします。

では、加藤副委員長の質問からでございましたので、どうしましょう。答弁からよろしいですか。

加藤清助副委員長

ああ、うん。

諸岡 覚委員長

では、まず答弁からお願いいたします。

市川次長兼環境保全課長

申しわけございませんでした。

この常任委員会資料の当初予算の3ページ、4ページのところの一般職給、平成24年度20人に対して、平成25年度22人の内訳でございます。平成24年度につきましては、当初予算策定の際には、環境保全課17名、生活環境課1名、そして、I C E T T 2名の計20名ということで予算化をさせていただきました。ただ、その後も諸般の事情等で、やっぱり資料館のほうで人が要るということで、4月1日時点から1名加配ということで、実質的には21名になっております。ただ、その1名、加配の分については、11月補正でさせていただきました。この辺につきましては、人事課のほうでも確認いたしますので、申しわけございません。

それで、平成25年度につきましては、先ほど部長のほうで話ししましたように、資料館事務所のほうで1名ふえるということで、22名になるということでございます。

以上でございます。

諸岡 党委員長

よろしいですか。

他にございますでしょうか。

(なし)

諸岡 党委員長

質疑なしと認めます。

よって、この公害資料館関連の質疑を終結いたします。

それでは、ちょっと皆さんに諮っていくんですけども、これをもちまして、まず、この当初予算関連議案の質疑は全て終結をいたします。ここから討論、採決という流れになっていきますけれども、まず、手順をちょっと皆さんにお諮りしますので、ちょっとその手順はおかしいというのであればご指摘ください。

まず、手順ですけども、先ほど議論がありましたI C E T Tと、この公害資料館、そ

れぞれ別で全体会に上げていくかどうかを、まず皆さんにお諮りをしていきます。全体会に上げるか否か、結果いかににかかわらず、次に討論をいたしまして、討論の次に採決という形でさせていただきます。採決の後に、さらに附帯をつけるのならつけるということで、附帯の申し出があれば、またそのときに皆さんに申し出ていただきたいと思いますが、そのような手順でよろしいでしょうか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

では、そのような手順で採決、討論を進めさせていただきます。

まず、皆さんにお諮りをしていきます。

川村委員と、これは竹野委員からも申し出がございましたが、I C E T Tに関する予算につきまして、これを全体会に上げるべきだと思われる方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

諸岡 覚委員長

賛成多数により、本件は全体会に上げてまいります。

続きまして、(仮称)公害資料館及び環境学習センターに関連する全ての予算ということで、これを全体会に上げていくということに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

諸岡 覚委員長

こちらは賛成少数ということで、全体会には当委員会としては上げません。よって、申しわけございませんが、お二人に関しましては、会派等を通じて全体会の場で再び上程をしていただくように。

川村幸康委員

ちょっと聞きたいことがある。

諸岡 党委員長

どうぞ。

川村幸康委員

この委員会のことについても、ちょっとかかわることやもんで聞いておきたいのは、指定管理者制度で指定管理者か直営かの判断のときには議案審査できちんと審査しとんのやさ。今回、契約せんということは、指定管理者やったやつを直営に戻すときにも、諮り事が要るんやさ。その手続、抜いておるんやけど、事前の、あのときの抜き方でええのか、指定管理者が終わっていくとくに、契約更新とかするんやけど、せんということの提案理由も要ると思うておったんやけど、俺は。だから、来年度の3月31日で終わるもんで、本年度執行するけども、直営でいきますという説明が要るんやろうと思うんやけど、廃止なのか、だけど、今までの質疑の対応の中では、どうも公害・環境学習支援業務というのが指定管理から業務委託に変更となると、その説明はしなければならないということやったと思うんやけど、もう忘れておっただけの話なんか、だから、それだけは、私は、指摘をさせてもらって、委員会はあれになったのか、委員会としてそこはどう考えておったんかというのは、委員会のあり方も問われるで、だから、ありますやんか、指定管理者が直営かという、今までやっておったんを、指定管理か直営かにする提案理由の説明があって、やっておって、今度、指定管理から直営に戻すというときは、もう一遍指定管理のハンドブック見ると、諮り事せなあかんのさ、その説明は議会に、議決が要るんさ。だけど、それを議案として上げてきていないで、忘れておったんかどうなんか、それも、それは多分、どう考えとんのかなと思ってさ。だから、今回の、この環境未来館整備事業費の中に、この指定管理から業務委託の変更、入っておるもんでね。予算も伴うことやで、どういう分け方と考え方やったんかというのをちゃんとやらんとあかんのかなと思うて。

諸岡 党委員長

それは、誰が答えたらええ話なんですか。

川村幸康委員

個人的な見解言っただけ。

諸岡 党委員長

どうぞ。

川村幸康委員

行政の専権事項で指定管理者は期間切って終わったんやったら、最低限でも、議会に対しては、今後はその部門は指定管理からの直営で行かしてもらう説明はする義務はあんのやわ、行政側がな、調べていくと。今回さ、この辺無視して、これでやっとなのやわ、事業費でな。業務委託も、直営と一緒になんやさ、指定管理から業務委託に変えるというけど、これは直営なんやさ。今まで直営でしておったやつを、直営で市がやっておったやつを、業務委託に切りかえていくというのが行政の専権事項やと思うんやけど、指定管理をしておったやつを、今度もう一遍直営に戻すなり、業務委託にするなりというのは、一応、諮らんとあかんことなかなかなと思うておったもんで、だから、そこだけは少し手続的に指定管理者のハンドブック読んどっても、逆の場合というのはなかなかない中で、だから、俺がずっと言い続けておった。逆がない中でやっても、議案としても、これ、上げやなあかんことやったのかなとか思ってさ。

それも含めて、予算常任委員会で、もう一度、一遍きちんと調べてきてもらって、そういう指摘事項の上の合意で、一遍諮ってもらえたらなと思うておった。

諸岡 党委員長

ちょっとその辺につきましては、また会派のどなたか通じて、全体会で諮っていただいて、その辺の、ちょっと論陣組んでいただいて、全体会で皆さんの同意を得ていただくようにご協力いただくということしか、ちょっと、当委員会としては、今はもう諮りましたので、委員会からは全体会には上げていかないと決しましたので、あとは、ちょっとまた、そのような段取りで、全体会、本番のところで検討いただきますようお願いをさせていただくということでご了解ください。

川村幸康委員

そうすると、私が意見できやんもんで言わしてもらうんやけど、そもそも指定管理から業務委託にするときの議論というのはあったんですか。

諸岡 党委員長

もう質疑は終わっていますので、簡潔に。

樋口資料館準備室長

昨年の予算要求の段階から方向性としまして直営にするということでご説明させていただいております。

川村幸康委員

手続論を聞いとんです。

諸岡 党委員長

要するに、手続論として、いわゆる直営から指定管理者制度に変えるときにはいろんな段取りが必要なんだけれども、指定管理をやめて直営に戻すときには何か手続が必要だったんじゃないかというご指摘なんだけれども、その点のシステムについて簡単にご説明ください。

樋口資料館準備室長

手続については、ちょっと私も勉強不足で、直営にするのが最短で平成26年度からでございますので、来年度はまだ指定管理でいきます。そのときに、手続のほうをきちんと進めるようにさせていただきます。

諸岡 党委員長

まだ、要するに1年あるので、平成25年度中にその手続を進めていく予定であると、そういうことですね。

結構です。

よろしいですか。

川村幸康委員

いや。本やで、解釈の違いがあるんかわからんけど、その担当の次の年度でほんと首切

ることできやんもんで、その前の年度に予見して、1年で終わりですとしておくということになっておったもんで、だから、指定管理者制度が一番難しいのが、あそこの、何やった、少年自然の家でもそうやったんやけど、年度終わると言うたら、ぎりぎり更新はするけども、ならんだ場合が難しいわけやろう、直営に戻す場合がな。今度、逆に、行政的に言うと、直営よりも指定管理のほうがいいという判断ですとておったものを、もう一度直営に戻す手続は要るんやさ。

行政がもし考えておっても、それが議会の議決で諮ってああいうふうになると、そのときにもう一度直営という市の手続の方向性探って、議会に説明して諮ってやっていくという方向やと思うんですよ、前の場合やとな。

今回の場合やと、多分、業務的な手続でいくと、指定管理を廃止して、業務委託で直接直営に変えていくという説明を、その前の年度のときの予算案で出してこんと、これ、廃止できやんように思うておったもんで、書いてあるもの、それじゃなきゃ、生首剥ぐということはちょっと失礼やけど、働いておった人ら、いきなり、別に説明も周知も要らんということになるでな。その周知を説明するのは、多分、議会に諮らんとあかんと思うんどのやけど、手続をな。だから、そこ、少し、きちんと調べて、全体会までに説明してくれるようにしといてもらったらええんかなと思うと、委員長は諮ったであれと言うけど、それ以前の問題やで、採決以前の問題のところがあったもんでな、私が指摘したやで、そこがどこの領分かわからんもんでな、ここの委員会なんか、もしくは総務常任委員会なんか、手続のまとめ役は多分総務部でしておると思うんですよ。総務部が全部、指定管理者の手続論は説明されておったで。だから、そういう意味でいくと、総務部で説明してもらええんかなと思うておったもんで、だから、今の切り口、環境であかんようになっておることを委員で合意しとくとさ、総務常任委員会のこと、私は聞くんやけども、だから、そのめだしだけを、もしよければな、そういう考え方でどうやと、一遍委員には尋ねておいてほしいんさ。それじゃないと、委員の皆さん方を少し無視することになるもんで、私は言わんだもんであかんだんか。ただ、難しいのは、今、都市・環境常任委員会やもんでな。だから、逆に言って、今、諮り方で、その他事項の件でそういう考え方はどうなんやということやればやれるんかなとは思っておるんで、余地はね。お願いいたしますわ。

諸岡 覚委員長

その他事項のところという、ごめんなさい、ちょっと意味がわからなかったんですけど

れども、どういう意味ですか。

川村幸康委員

だから、ここではさ、公害と環境未来館の整備事業という形での提案理由の説明はお伺いしておったけども、実は、この中に、今度、指定管理からもう一遍業務委託に変更するというところの部分の説明は、変な話、人員も含めてやと、総務常任委員会でいったんかなと気もするんさ。一番わかりやすいんが、事務局職員の増員は、変な話、総務常任委員会で、議案として、議案説明の中で提案されてあれするということていくと、新しい定数増か何かをせなあかんと思うておるもんで、これが、職員配置でいくところていくと、私が、だから、これ、総務部の部分やでようわからんのやけど、定数の問題と人員配置の問題てあるんやけど、定数決まっておると思ったもんで、今も20人あったやつを22人にするのを、役所の定数条例の中で、環境、保健衛生の部分は初めから22人やったんか、20人やったんかというのは、余りわからん、聞けやん範囲やもんでな。だから……。

諸岡 覚委員長

ごめんなさい。要するに……。

川村幸康委員

20人から22人ということは、2人定数条例ふやしたんか、環境部の。市長部局の話やで、ようわからんのやな。今回やと、多分、ここへ人の張りつけをしますよということにすると、どういう定数を手続的にはしてきたんかなと思うと、まるっきり総務部のことなんやな。

諸岡 覚委員長

だから、要するに、この指定管理から直営に戻すに当たっての手續論とか、人員の配置等については、総務常任委員会と所管が重なる部分もあるということも理由の一つに入れて、もう一回、皆さんの意見をとったほうがいいんじゃないかという、そういうご指摘ですね。

川村幸康委員

補足すると、指定管理で環境学習へ行ったときは定数減らしたんやさ、人要らんでって

削減効果あるで。そのときは説明あったんやけど、今回の場合は直営にするんで、多分、定数はふやさなならんのかなと思うと、その説明はここで、原課であるのか、人事を総合的に調整しておる総務部でもらったらええのかというのは全然わからん話なんさ。

諸岡 党委員長

わかりました。

そしたら、基本原則としては、一回諮ったことをもう一度諮り直すということは本来ない話でございますので、私の判断で、これを勝手にもう一度諮り直すことはできませんので、皆さんにお諮りいたしますけれども、もう一回これを諮り直すことに賛成していただける皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

諸岡 党委員長

申しわけございませんが、そういうことですので、二度の諮り直しはいたしません。

川村幸康委員

そうしたら、委員間討議させて。

諸岡 党委員長

ちょっと待ってください。それは討論のところでまたやらせていただきます。

そうしましたら、もう一度整理いたしますと、ICE TTに関しては、全体会に委員会として上げてまいります。公害資料館に関しては、当委員会としては全体会には上げないという判断をさせていただきました。

ここから採決に移っていきますけれども、その前に討論をさせていただきます。討論ございます方は、挙手の上、ご発言ください。

川村幸康委員

委員長に丁寧に審議進めてもらうたんやけど、賛成入れやんだでとかそういうことと違って、定数の問題と、新規に目指したところの部分がきちんと整理されていない

ように思うんやけど、だから、議会事務局やと、新規の事業でこうやって人が要るでって、定数変えてふやしたわけやろう。その提案説明はあるんやさ。それに対して、今私が質疑の中でただしとんのは、公害資料館つくっていくに当たって、さっき、定数ふやしましたとか、ふやしていきますとか、1とか2とかいう話、あったんやけど、その説明はなぜ要らないのかという話なんわな。

(「討論」と呼ぶ者あり)

川村幸康委員

討論で。なぜ要らないのかということが最低限説明がないと、皆さん方の判断、できやんのかなと思うとんのやけど。

伊藤修一委員

私は、もう原案賛成の立場なんですけど、たまたま例と出ておるのが、議会事務局の話が出ておるもんで、議会事務局というのは、市長部局から独立した機関だから、当然、議会にそういう提示があってしかるべきだと。市長部局の中の人事の部分については、これは裁量の中で、全体枠はいじっていないわけだから、これで結構ですと。それは原案賛成でいいと思います。

川村幸康委員

修一さん、そうやって言われたけど、指定管理に持っていくときに、人員削減効果がないとあかんという話の中で、定数を減らした、職員配置、何人効果があるかということで。今回、そうすると、定数をもとへ戻すか、定数の人事の総合の枠での市長の専権事項というのはようわかつとんのやけど、指定管理者を廃止して、業務委託でもええで、直営でやっていくということは、だから、そこで、私は、事務局と一緒に説明が要ったんと違うんですかという話なんや。その説明だけは、事務局は市長部局やないで要りますよという話はようわかつとんのやけど、もう一個は、指定管理から直営に戻すとき、もしくは、直営から指定管理に戻すときは、人事の定数も含めて、説明ずっとされておったもんで、今まではな。例えば、何人が何人になったとかいう話を。その説明は一切今回ないもんで。だから、全然、確かにそれ以外の、例えば、人を動かすところの範囲は伊藤さん

の言うとおりでええと思うんさ。市長のやり方でな、そんで、もうそのままええと思うんやけど。指定管理として、外へ出しておった部局の話が今回は入ってきたというところにしておるもんでな。そうすると、それは、ちゃんと説明は、委員会としては求めやなあかんだんかなと思うておるもんで、だから、それが、委員会でなかなか指摘しにくいことやったもんで、全体にかかわることやもんで、ルールづけがね。だから、私は、全体会へ上げてくれという話をしとんのやけれども、原案の賛成、反対ではなくて、委員会の仕組み的にも、他の部局との関連性があつたら、全体会に上げることはできたと思うておるもんで、そこが皆さん方が、いやいや、それはもう全然上げやんでええんやという話になると、逆に、私には、上げやんでええ説明はしてもらわなあかんと思うんやわな、最低限な。

諸岡 覚委員長

ただ、それを踏まえた上で、今、皆さんに、もう一回採決することをお諮りしたところ、過半数の方が必要ないということでしたので、ちょっと申しわけないんですけども。

川村幸康委員

皆さんに聞かんで、理事者側から最低限その説明要るんちゃう。それは聞くことできるんや、そうしたら。人事のことやけど。

諸岡 覚委員長

もう質疑は終結いたしておりますので、それを聞くのであれば、一通り、これ、議案全部終わった後に、また時間とることは可能かと思えますけれども、少なくともこの件についての議論は終わっておりますので、質疑は。委員会ではなく、どちらかといえば協議会等の部分でというのであれば、それは可能かと思えますけれども、委員会の中としては質疑終わりましたので、今、討論の時間に移っておりますので。

川村幸康委員

だから、上程されておるこの部分のところでは議論が今できやんことを私は指摘しておると思っておるんですよ。今の議論に突っ込んでいくと、これとは何も関係ないやないかという話やないですか。だけど、委員会閉めてからでも、閉めてというとおかしいですか。この審査しておる、上程されておる部分のところはできやんにしても、全体会にかか

わる部分のところと、総務常任委員会でかかわる部分のところは、委員会の中で審査してもええのかなと思うておるところあるもんで。私が言うておることが、理解してもらっているんやろうか。

諸岡 党委員長

意味はわかるんですが、もうその時間は過ぎてしまっている、質疑の時間は過ぎていますし、ルール上、もう、上げないということが決しておりますので、全体会には。ですから、このルールに従っていくなれば、予算常任委員会全体会の場において、お二人以外の方から、どなたかに発議をしていただいて、全体会でもう一度皆さんにお諮りをいただいて、全体会で議論していくということになります。それがルールで決まっておりますので、そのようにご理解いただきたいなというふうに思います。

今、川村さんのおっしゃったことは、それはそれである程度正論であるというふうに私も感じますけれども、この委員会としまして、採決でこういう結果になっておりますので、もう一度そういった内容のことを全体会の場で皆さんにお訴えをいただいて、賛同を得られればそれでよいのかと思います。

ごめんなさい。ちょっと確認ですが、今のは、そうすると、討論ということで、そうやってまだ議論の余地が残っているし、そして、まだ判断基準が明確になっていないので、一旦これは反対という、そういう意思表示ということで……。

川村幸康委員

反対も何も、説明がないもんで言うておるだけでな。だから、指定管理者のハンドブック見とったら、絶対に説明せなならんとなっておるもんで、直営からあれは。それ、せんでもええという話で委員会の合意がなされたと思っていないというよりも、返事がなされていないもんで、多分、委員みんな判断は困ると思うなと思うておるでな、俺は。

(発言する者あり)

諸岡 党委員長

もう質疑終わっていますので、あくまで、委員間討議の場でございますので。

竹野兼主委員

いろいろ意見聞かせてもらっておる中で、伊藤修一委員が言われたみたいに、前回、予算案、否決されましたやんか、指定管理でいく部分が直営になるに当たって。そういう場合もあれば、指定管理者が本来なら手が挙がってくれるなと思ったものも手が挙がらずに直営になるみたいな部分という場面というのは、何かそれぞれに幾つかあったように思います。そういう意味合いで、指定管理者から直営に戻す場合の、本来、普通、そういうのはなかなかないのかなって思えるんですけども、そここのところの、そういう場合にはどうするべきやというのが、実際には文書に残っていたら、それをする必要はあったのかもしれませんが、今、伊藤修一委員が言われるみたいに、人事という部分の中で、全体の枠の中で必要性の部分を進めていくというのは、その行政の役目であってという形だと私は思いますので、これについては賛成をしていきたいなというふうに思います。

もしできるならば、指定管理者からもとへ戻るときの部分というのは、何らかの形、今で言われる否決されて直営になる場合とか、それから、指定管理者が応募がない場合のときには、何ていうのかな、なくなりましたので、これを議会にかけるなんていうのは、予定をしている分、なかなか出しにくいところもあるかもしれないので、そここのところの整理だけは一度してもらえようをお願いしておきたいなと思います。

以上です。

川村幸康委員

今ので言うとな、報告はせなあかんと思うねん。竹野委員が言われるように、来やんだ場合とか、議会で否決された場合というのは、その後のことやで、理事者側の責任としては関係ないんさ。それよりも、報告だけは要るんさ、どっちにしても。その報告がないもんで、私は言うておるだけで。

村上悦夫委員

川村さんの言うとなのは、要は議案として真っ向から反対ということじゃなくて、指定管理者で、今出している部分を、4年間実績を踏んできた、その内容、ノウハウを持った流れをくんで、従事者も一般の職員がずっと1人入れという問題じゃなくて、やっぱり公害に関して十二分学習のできるような環境整備、人員を含んで、そういうことを何とかしてほしいと。要は、指定管理者から、今度、理事者、行政、委託する流れについても、何ら

かの説明がなければいかんじゃないですかという、その議案を反対する、反対せんというんじゃないくて、そういう流れをどうしてきましたかという、それをきちんと議員として確かめようとしておるわけですので、その辺の答弁ができないのでは、ちょっとおかしいなという気がするんです。

諸岡 党委員長

もう、今討論の時間に入っていると……。

村上悦夫委員

もう、だから言いませんよ。だから、そういうことも踏まえるべきやということをおっしゃっているんです。だから、議案反対、賛成という中の一つとして、そういうことを申し上げておきます。

諸岡 党委員長

他にございますでしょうか。

川村幸康委員長

そういう意見表明が出て、委員長報告に出してもらって。

諸岡 党委員長

討論の中でそういった強い指摘、要するに、もう一回まとめますけれども、簡単に要約しますけれども、まず、環境学習センターからの継続性が途絶えるのではないかという強い指摘、そして、人材育成に不備があるのではないかという指摘、そして、過去にプロパーではなく外部に委託したほうがよりよい学習ができるという判断のもとで、現在、指定管理者制度をしているにもかかわらず、議会に報告のないまま直営に戻していくという、この手順に大きな問題があるのではないか、議会軽視という部分もあるのではないかと、そういう強い指摘が討論の中であったということはきちんと委員長報告の中で述べていきます。

川村幸康委員

あわせてお願いしておきたいのは、要は、環境部長は、指定管理でいろいろと役に立ったノウハウはあったんだけど、直営にしていくという話では否定しかならんもんで、直営から指定管理にして、手続上、変えて、大きく、よかった部分の説明を、どう、次、そしたら直営でやると生かしていけるのかという説明が全然ないんやさ。この4年間ぐらい出しておった指定管理者の制度というのは、今やっておるほかの指定管理にも全部言えることでさ、どっちでもよかったんかという話にしかならんもんで、全体的な話な。

諸岡 覚委員長

この指定管理者のもとで何年になるのかな。この数年間……。

川村幸康委員

4年ですね。

諸岡 覚委員長

4年ですか。この4年間の指定管理者の中で得たもの、そして、今回また直営に戻していくということの総括を早急にして、その反省を今後の形にしっかりと加えていくことということもきちんと入れさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

そうすると、ごめんなさい。ちょっと整理しますけれども、今のは、反対という意味の討論ではなかったということでもよろしいですか。

川村幸康委員

だから、よろしい。反対ではないけれども、そういうところの説明の足らんとところの部分を、だから、これ、予算常任委員会もあるもんで、あと、全体会が。議論していく中で、賛成やのに反対するのかやとか、反対やったのにどうという話とちょっと違う次元やもんで、委員長にも、私、ちょっと従わんなんは、今までの採決の中で言うと、提出した議案とかそういうものは、ある程度整ってちゃんとしたもんやろうと思う前提で私らは審査するんだけど、実は、この議案ごとに対しては、ほかの、例えば今回やったら、指定管理から直営に戻すときの説明とか、そんなのというのは、議会もノウハウがないから、完全な意味での提案理由の説明にはなっていない部分があるもんで、それが、私

が迷うておったんは、ずっと、環境部のことなんか、オール四日市の問題やろうなと思うたもんで、いきなり指定管理で絶対ええと言うておったんを急に直営に直せるというような判断ってさ。

新しいところ、飛びつくときは、何か議会にも丁寧に諮って行って合意を求めるけど、今度、もとへ戻すときはどうやったんやという話はいつもないもんで、私が一番危惧しとんのは、せっかく育ててきた人が、ぼつんと切るわけやな、だから、その辺のきちんとした総括があればな、次の芽につながるのは、その業者さんらをもう一遍審査かけて、業務委託の中で使うか使わんかということがある程度諮られると、正直な、それがどんな法的な根拠があって、制限があって、やられるかどうかわからんよ。やけど、明らかに新しい人を雇って環境学習さすよりは、4年間、指定管理で雇っておった人がやったほうが絶対に効率もええし、内容もええなと思うんや。そこをどう見るかということの視点が全然ないもんで、それが四日市としても足らんだもんでな、オール四日市としても。

だから、少し時間をとってでも、指定管理でやってきたんなら、せっかくその人、生かせよと思うんやけど、ぼそんと切るもんでというところがあるんで。いやいや、結果的に、それ、雇いますわと、話は、それは、テクニック上な、今年度、例えば、できやんわけじゃないけれども、そうではないやろうと、俺は。明らかに指定管理でいったんやったら、その良さがあって、次、業務委託に行くときには、その指定管理の総括をきちんしたら、どう扱うかという話やろうと思うてな。それでないとめちゃくちゃようけありませんか、指定管理者制度でやっておるやつは。それから、市民に対して、NPO法人か何かで指定管理者とらせてやらせたやつ、ようけありますやんか。ある日突然、ぼんと直営に役所が変えられるということでは、我々のコントロール、ききませんやん。変えるときには言うてきてくれたんやけど、もとへ戻すんは、議会のコントロール、チェック、要らんという話とちょっと違うと思うんでな。これやと要りませんやろう、今後。議論した私ら、例えばまちづくり財団とかさ、あんなところ、全部指定管理出したんやけど、役所の専権事項で、全部そうしたら直営に戻しまっせって言われても、議会には議論の余地がないもんでな。そういうことを書いておいてほしいんですわ。

諸岡 覚委員長

わかりました。

今ご指摘のあった点につきましては、きちんと委員長報告の中で強く指摘をさせていた

だきます。

では、採決に移ります。

採決の前に、ちょっと皆さんにお聞きします。これは、一括採決でよろしいですか。それとも、今、討論がちょっと微妙なところだったもので、反対があるのであればその部分を除いて採決していきますけれども、一括でよろしいですか。

川村幸康委員

ちょっとよろしい。

わからんのやけど、そういう状況のときに、賛成……。

諸岡 党委員長

棄権という手はあります。

川村幸康委員

賛成、反対と、もう一個何があるの。

諸岡 党委員長

棄権です。

川村幸康委員

棄権か。棄権ってあるの、正式な手続、これ、棄権って。

諸岡 党委員長

退席ということですか。

川村幸康委員

得意のやつや。

諸岡 党委員長

退席という形はあります。トイレ行っていただいても結構ですので、退席は可能です。

川村幸康委員

わかりました。

諸岡 覚委員長

どうでしょうか、一括、それとも分けたほうがよろしいですか。

川村幸康委員

分けてください。

諸岡 覚委員長

分けますか。

では、議案第1号平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費、第2条債務負担行為（関係部分）のうち、まず、I C E T Tに関連する予算及び（仮称）公害資料館並びに環境学習センターに関する予算を除いた部分について、まず一括して採決を行います。

本件を可決と決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

諸岡 覚委員長

異議なしと認め、その除いた部分に関しては可決と決しました。

〔以上の経過により、議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費、第2条債務負担行為（関係部分）のうち、I C E T Tに関連する予算及び（仮称）公害資料館並びに環境学習センターに関する予算を除いた部分について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

諸岡 覚委員長

続きまして、退場はよろしいですか。I C E T T 関連予算について、本件を可決と決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

諸岡 党委員長

賛成少数と認め、否決されました。

[以上の経過により、議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費(関係部分)のうち、I C E T T 関連予算について、採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決する。]

諸岡 党委員長

続きまして、(仮称)公害資料館並びに環境学習センターに関する予算を採決いたしますが、退場される方はいらっしゃいませんか。

(退場者あり)

諸岡 党委員長

お二人退場されました。に関して、この予算を可決と決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

諸岡 党委員長

賛成多数で本件は可決と決しました。全会一致という形になるか。退席が2人おりましたけれども、退席者2人を除いて全会一致で可決をされました。

[以上の経過により、議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費(関係部分)のうち、(仮称)公害資料館並

びに環境学習センターに関する予算について、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決する。]

諸岡 覚委員長

以上をもちまして、当初予算についての審議を終了いたします。

休憩をとります。55分再開といたします。

13:40 休憩

13:54 再開

諸岡 覚委員長

それでは、定刻、若干前ですけれども、全員おそろいの方ですので、再開をさせていただきます。

それでは、ここから補正予算ということで、議案第28号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費、第2条繰越明許費（関係部分）について一括して審議を進めてまいります。

議案第28号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第2項 清掃費

第2条 繰越明許費（関係部分）

諸岡 覚委員長

まずはご説明をお願いいたします。

田中環境部長

冒頭に当たりまして、資料のほうでございます。今回、ちょっといろいろ誤記がございまして、差しかえということで、資料のほう、再提出させていただきました。内容につきましては表紙裏に書いてございますが、いずれも本当にケアレスミスの類いでございます。申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

諸岡 覚委員長

続けてください。

市川次長兼環境保全課長

資料館のほうについても、ちょっと誤記がございまして、申しわけありません。

まず、1ページをお願いいたします。

事業名、公害に関する資料館整備事業でございます。

一つ目、公害に関する資料館展示基本設計、それから市立博物館常設展示リニューアル基本計画策定支援等業務委託でございます。この2283万1998円と、それから、二つ目、（仮称）四日市公害と環境未来館に関するレプリカ等作成業務委託、これが1000万でございますが、二つとも繰り越しをお願いしたいということでございます。

契約期間が、一つ目の資料館のリニューアル、基本計画策定支援業務につきましては、平成24年11月30日から平成25年3月31日を、平成25年6月30日まで、それから、レプリカ作成業務につきましては、平成25年3月31日までを平成25年9月下旬までに変更をお願いしたいというものでございます。

繰越理由としましては、四日市公害と環境未来館の整備事業につきまして、基本計画策定に時間を要しまして、年度内に完了が見込めなくなったことでございます。

それから、ちょっとページをめくっていただいて、4ページをお願いいたします。

減額補正でございます。公害に関する資料館整備事業費でございます。当初予算2900万を616万8000円を減額いたしまして、2283万2000円をお願いしたいというものでございます。

これにつきましては、（仮称）四日市公害と環境未来館の基本設計に関する業務委託につきまして入札を行った結果、不用額を生じたため、その減額補正を行うものでございます。

環境保全課のほうは以上でございます。

諸岡 覚委員長

続けてください。

須藤次長兼生活環境課長

続きまして、生活環境課分についてご説明申し上げます。

まず、1ページでございますが、繰越明許費でございますが、北大谷斎場の管理運営費の中の北大谷霊園の災害復旧工事につきまして、契約期間を平成25年3月31日まで変更したいということで繰り越しをさせていただくものでございます。

台風17号の被害によりまして、北側の法面が崩落しているということで、12月に補正予算をいただきました。その工法につきまして、現地へ重機が入っていくという部分がなかなか難しく、工法の検討をしまいいりましたので、時間を要し、年度内の完成が見込めなくなったということでございます。

続きまして、2ページの下段のほうでございますが、南部埋立処分場の整備事業費でございます。これまでもご説明させていただいておりますように、新しい清掃工場の炉の方式がシャフト式の溶融炉というふうに8月定例会議でも議決をいただきましたところでございます。そのことに基づきまして、埋立処分場のほうの事業計画が大きく変わってまいりまして、第3工区部分の整備につきましては少し先送りさせていただきたいというようなことが出てまいりました。そのようなことから、今年度実施設計を予定しておりました部分につきまして、少し見直しをする必要が生じてきたということで発注がおくれということで、契約工期の変更をしておるところでございます。そのことで繰り越しをさせていただきたいということでございます。

それから、3ページのほうでございますが、南部埋立処分場の環境整備費でございます。こちらのほうは環境整備ということで、周辺の道路整備のほうを行っているところでございますが、線形の見直しが地権者との調整で生じてまいりまして、設計の見直し、用地買収等に時間を要するということがございまして、年度内の見直しが見込めなくなったために繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、4ページのほうでございます。減額補正の計上でございます。

まず、2段目でございますが、ごみ収集車両の整備事業費でございますが、今年度4台の購入を行ってございますが、入札差金が生じたということで、その差金分については減

額補正するものでございます。

その下、清掃工場の管理運営費のほうでございますが、こちらのほうは、現状の工場のほう、大規模修繕等も毎年行っておるところでございますが、その精査をし、修繕費が減ってきたことと、それから、焼却灰の処理業務委託でございますが、平成24年度から入札ということで、事業者のほうを決定できるようになってまいりまして、執行額が下回ったという部分で、その部分の減額補正をするものでございます。

それから、5ページのほうの埋立処分場のほうの整備事業費でございますが、こちらのほうも先ほど申しましたように、新総合ごみ処理施設の事業計画提案に基づいて事業計画が変わってまいりまして、第3工区分の整備を延期するというにしていまいりましたものですから、その実施設計分につきまして、当初計上させていただいておりましたが、不用額として出てまいりましたので、減額させていただくものでございます。

生活環境課分は以上でございます。

諸岡 覚委員長

続けてお願いします。

益川新ごみ処理施設整備課長

新ごみ処理施設整備課長の益川でございます。

私のほうから、新ごみ処理施設整備課の繰り越しの部分につきましてご説明をさせていただきます。

2ページをごらんいただきたいと思います。上段部分でございますが、これは、繰り越しさせていただきましますのは、周辺の環境整備事業でございます。

表の上の段からでございますけれども、垂坂1号線の測量と設計業務委託でございます。本事業につきましては、市道垂坂1号線の道路拡幅と合わせまして、垂坂町地内の水路、通称岩川と言いますが、それらの整備を行うものでございます。本路線につきましては、平成24年度に浸水被害がございまして、水路整備を含めまして再度ちょっと検討する必要が生じてまいりました。この検討に時間を要したということと、地権者の方との境界立ち会いにつきまして、日程調整等で時間を要しまして、年度内の完了が見込めなくなったということでございまして、5月31日まで工期を変更させていただくものでございます。

それと、垂坂2号線の測量と設計業務委託でございます。この事業につきましても、市

道垂坂2号線の拡幅工事ということでございます。この道路拡幅と、道路線形につきまして、整備方法につきまして、地元自治会との協議に時間を要したということと、あと、隣地の地権者の方に対する説明とか境界立ち会いの日程調整、ちょっと遠方の方がおりました時間を要したということで、年度内の完了が見込めなくなったということで、こちらにつきましても7月31日まで工期を変更させていただくものでございます。

今後、垂坂1号線の測量と、垂坂2号線の設計業務委託、これ、全額繰り越しさせていただいておりますが、契約金額が300万円以下の事業につきましては前金がございます。したがって、業務の完了時点での支払いということになりますので全額を繰り越しをさせていただくというものでございます。

それと、垂坂35号線の道路整備工事でございます。これにつきましても、地権者の方との用地境界確定にちょっと時間を要したということで、発注がおくれてしまいました。2月19日に契約をさせていただきまして、これも、ちょっと、事業内、年度内での完了が難しいということで、これにつきましても工期を4月30日まで変更させていただくものでございます。

それと、一番下の、米洗川支流（元禄川）でございます。これの整備につきましても、地元の方とも調整しておったんですけれども、昨年、台風17号、9月30日でございますけれども、その影響で、整備予定区域内で土砂崩れがございました。そういった土砂崩れの対策等も含めまして、最後、ちょっと、この工法につきまして検討してまいりました結果、なかなか調整が付きませんでしたけれども、やっとめどが付きましたものですから、この3月中旬ぐらいには契約できるという予定でございます。したがって、これにつきましては、ちょっと年度内での事業が完了というのは難しいということで、5月31日まで変更させていただくということで、これにつきましては全額繰り越しをさせていただくというものでございます。

それと、5ページのほうをごらんいただきたいと思います。

新総合ごみ処理施設整備事業費の補正予算ということでございます。当初予算額4億6793万9000円に対しまして、補正の、減額といたしまして5980万8000円でございます。補正の理由でございますけれども、新総合ごみ処理施設の整備の造成工事、それと、施工監理業務委託の発注におきまして差金が生じたということで減額補正を行うというものでございます。

説明につきましては以上でございます。

諸岡 覚委員長

ありがとうございました。

補正予算案に関する説明はお聞き及びのとおりです。

質疑に移ってまいります。ご質疑ございます方は、挙手の上、ご発言ください。

川村幸康委員

前もって質疑してあった、公害資料館のうちの繰り越しの理由なんですけれども、全体計画で、これ、今回の場合やと、どれだけずらすんか、6カ月か、それと9カ月か、それが、全体計画における、質問の意味は、さっきの当初予算にあった四日市公害と環境未来館整備事業で示されておる整備スケジュール予定ってありますよね。これと、補正予算でうたわれておるところとの考え方と整理が合わんのですよ。だから、当初予算と補正予算とが合わんもんで、さっき議論しておったけど、どう考えておったんということなんさ。だから、これが平成24年度中に執行しておらなあかんだんが、おくれたためというのには聞いたんやけど、そうすると、その後ろの平成25年度も全部狂うてくると思うておる中で、平成25年度のやつは当初予算どおり、これ、要求してきたんさ。図、見たらようわかる点、平成26年度開館をやっていくのにさ、どうなされるのかなと思って。

諸岡 覚委員長

平成24年度のおくれを取り戻していくことはできるんですかという、そういう指摘ですが。お願いいたします。

川村幸康委員

平成24年度までおくれたんやで、平成25年度の当初の計画が変わってくるんが普通なんやろうと思うておるんやけど、おくれたくと思わんと、当初予算見込んで、その後、平成24年度的全額繰り越しを頼んだんであるとするならば、平成25年度の当初予算の要求とどういう考え方があったんかということやね。

樋口資料館準備室長

この展示の設計につきましては、これも11月5日の予算のときにお示しさせていただい

たように、着手がおくれまして、基本設計について6月ごろ終焉するということで変更させていただきます。

また、これに伴いまして、全体事業も、平成26年度中ごろに開館予定やったものが最終年度へ、後ろのほうへずってくるということで、平成26年度中の開館には何とか間に合うというふうに考えております。

川村幸康委員

この附帯決議か何かつけた議論がありましたやんか、一回ね。あのときに、一番の問題になったのは、どこに建てるか、何をするかも決まっていけないのに、青写真描くことはできやんでしようというんが指摘事項の一点やったと思うんですよ。だから、せめて、どこへ建てるかだけ決まらんと、家の設計はできませんやんかというのが一つ目にあったと思うんですよ。それで附帯がついて、建てる所と、あれは決まったんだけど、今度は、今、資料のこれで言うと、展示等実施設計、施設改修実施設計、展示監修等も全てオープンできるやつが当初予算で上がってきておるわけや、当初予算で。

それに対して、その前にしとかなあかんことが、繰り越しでまだ終わっていないんや。ほっと、どう見たって整備スケジュールは後ろへ行きますわな。全体も後ろへ下がりますわな。そうすると、この繰り越しことによって説明が要るのは、どれだけおくれるのかをもっと明確に示せなあかんやろう。繰り越しで仕方ないという判断ではなくて、繰り越しんやったら、それと同時に、この当初予算と全体設計も変わるわけやろう、これで。どれだけおくれるんや、そうしたら。

樋口資料館準備室長

当初予算の説明書にありますように、当初、当初というのは、以前考えておったのは、この展示等実施設計については、平成25年度当初、いわゆる4月ごろからの着手を目指しておりました。今回、事業のおくれにより、6月ということで、3カ月ほどのおくれが当初考えておったより起こっております。ただし、このおくれにつきましても、年度内に完了する予定でございますので、当初予算で要求させていただきます。

川村幸康委員

そうすると、年度内で繰越補正を上げたけど、これ、今の平成24年度内で終わるの。

諸岡 覚委員長

年度内って、何年度内か明確に言うてください。

樋口資料館準備室長

済みません。基本設計につきましては平成24年11月から着手して、平成25年6月に終わる予定でございます。今回、当初予算に要求させていただきました実施設計につきましては、それが終わり次第、いわゆる6月から10月ごろ終わる予定でございます。

川村幸康委員

だから、普通は、終わっておらな次のやつに進めやんのやと、終わる予定で頑張っておったんやけどおくれたんやさ。そうすると、当初予算の組み方からいくと、6月30日なら、5月でも間に合うわけやろう。終わっておらんのに立てれやんやろう。いやいや、だから、基本設計終わっておらんのに実施設計いけやんというのが今までの役所の考え方やったやんか。基本設計から実施設計、多分、いくと思うと、それが年度内に完了、普通ならな、年度内に、これ、予算案を執行して、この平成24年度内に、基本設計だけつくってできてきたわけや。それに対して、今度、実施設計の予算の見積もりとって出すわけや。私が聞いたんのは、基本設計できてないのに実施設計の予算出してきたというのは、今までの行政の中からいうと余りなかった話なんわな。基本設計と実施設計分けておるやつは。

諸岡 覚委員長

簡潔に聞きますけれども、基本設計ができていない現状でどうやって実施設計をつくれたのかという説明をしてください。

樋口資料館準備室長

通常であれば、例えば、博物館の場合、基本設計と実施設計合わせて2設計という形で出されるのが通常でございます。これは一体として基本設計、実施設計というものを連続性にするためでございます。

今回、基本設計に時間を有することから、事業を基本設計と実施設計に分けてございます。したがって、基本設計の契約額等々を参考に実施設計額を見積もりしております。

川村幸康委員

あのさ、そうしたら、基本設計と実施設計、一緒に出したわけ、一緒のところに出すわけ。違うでしょう。当初から、基本設計と実施設計の考え方というのは、基本設計が出てきたのを見て、市が検討して実施設計入っていくわけや。これはちょっと要らんな、余分やなって、これは高いなという話やと思うておるもんで、そうすると、全然説明足りんのやわさ。行政の今までの手続のスタイルを言うておるわけね。原則やったと思うておるもんでな。だから、6月30日で終わったら、それを見て、それから発注するべきものやろうなと思うとんのやけど。

樋口資料館準備室長

実施設計の発注につきましては、基本設計が終わってから発注します。

川村幸康委員

そうすると、予算取りと、あれは影響、出てきますやんかと。予算案は予算案としてとったという話なんやけど、考え方だけ言うとなんやけど、本来は基本設計ができてからしか実施設計はせんやで、そのときでええんと違いますかという指摘なんやさな。ここの整合性が、今回、これ、後先審査の順序も出てきとんで、あれなんやけど、本来は、補正のこれをすると、当初予算のこの予算立てがどうやったんやという議論はあるんやさ。議会の委員会の仕組み上、こうしておるであれやろうけどな。だから、どっちか立てるとどっちか立たんと思うておる。

だから、それは、下のやつ、特にさ、このレプリカ作成業務というやつな。レプリカ作成業務というのも、資料館の展示設計がまとまらんと本当はできやん話なんさ、本来な、これ。それでないと、これが9月までかかちまうと、基本設計は9月まではできへんのさ。どんなやつをレプリカをつくって、どんなふうにしていくかということやろう。

だから、この間の附帯決議、議会をついたんでも、やっつけ仕事でしたらあかんですよという話をしたんは、どこへ建つかもわかっていないのに、この辺やろうと見越しつけておるけど、それなら、もう設計する必要ないんやわな。いきなり実施設計すればええんやさ。だけど、基本設計でお金払って実施設計していこうというなので、ミスないように設計すると思うておるとするとな、出戻りのないように。そうすると、今回は補正で、最短

9月までおくれるわけや、これ。実施設計かけんの、実際9月やさ。あなた、6月と言うけど。あんたは、さっき、展示設計で普通はくくるんやけども、展示基本設計と実施設計に分けたという話もされておるんは、必要性があって分けておると言うておるし、だから、実施設計する前に基本設計やでさ。そうすると、このレプリカのところも9月までかかるということていくとさ、こんなもんつくんのかさ、こんなもんつくんのかによって全然変わるわけやろう。それが完成して出てくるの、9月やないですか。それからようやく、それが基本設計と相まって実施設計を組んでいくということていくと、私らの考え方というて、予算取りは当初予算でなくてもええんと違うのと、補正を考えてみてやると、それが出てきてから補正で上げてくるというのが考え方やろうというのは、役所が今まで言うてきたことなんや。何で当初で求めやんのやと言うたら、実施設計と基本設計終わっているいもんで、基本設計が出ていないもんでやらんというのは、新総合ごみ処理施設のところでもあったんや。

委員長、これ、当初予算はそういうことていってしもうたんやけど、逆説なんやけど、補正予算が、認める、認めないの審査はしているんだけど、実は今までの役所の中で大事なことは、当初予算で、私ら、求めろという話は、基本設計が終わらんことには実施設計はできやんで、基本設計の大事さがあるて、あれやわね。それを、基本設計見やんと実施設計行くんなら、それこそないがという話や思うんで、だから……。

諸岡 覚委員長

おっしゃるとおり、これ、ちょっと、システム上のミスではあると思いますね。既に実施設計は認められていて、仮にだけれども、もしこの補正予算のところて基本設計が認められなくなった、これが否決されてしまったらどうなるかという部分ていうと、これは、正直言うて私のミスでもあるんですけども、本来、補正予算を先に審議しておくべきだったというのが、これは間違いのない事実なんだろうなと思います。私も委員長として、そこに早く気がつくべきであったというふうて反省をします。申しわけないです。

川村幸康委員

ほんで、本予算のときに、先にこの質問するよと言うておったんは、理事者側は当然そのことは踏まえて、多分わかっておったと思うよ。補正でこれ出してくるということの中で。だから、当初予算のつじつまを合わそうとすると、補正は合わんのさ、どうしても。

今までの環境部の手続論でいくと、この補正を認めてほしいということであれば、当初予算の予算の要求の仕方というのは少し修正する必要があるやろうという思いがあるもので、別にそれは理事者の考え方を否決するとかというんじゃなくて、手続論だけでいくと、本来、別に補正でもええもので、当初予算じゃなくて。その分、おくれて、繰り越しによって、当初予算の執行を、読みにくくなっただけでな。だから、そこの考え方だけは、きちんと説明責任要るのかなと思うて。

諸岡 覚委員長

説明責任という部分でいうと、この審議の順番に関しては、本来、委員長権限ですので、その指摘は理事者というより、多分私の責任なんだと思うんです。私がそれに早く気づいて、補正予算、先に審議をしておけば、こういう議論はなかったと思いますので、これに関しては、川村委員の指摘はもっともだというふうに私も思いますので、おわびをさせていただきます。気づきませんでした。申しわけなかったです。済みません。

川村幸康委員

とまってしまうから、せやから、そのこともあるけれども、少し、だから、本予算に入ることも含めて議論させてもらおうとすると、そこの市の考え方だけきちんと説明してもらえばええんかなと。という、基本設計要らん話の世界になるものでな、これ。

樋口資料館準備室長

この実施設計の金額、これ、当初でないものでいいのかわかりませんが、これにつきましては、基本設計のボリュームに合わせて予算を組ませていただいております。また、レプリカの作成については、実施設計とは直接関係ございませんので、これは直接ないのかなというふうに考えております。

このレプリカの作成につきましては、必ず必要なものについて厳選し、作成する予定でございます。

川村幸康委員

だから、レプリカというのはさ、多分重要なやつで、常設展示かというような、まあまあ重要度の高いやつをつくると思うんやけども、それもどれとどれを絞るかということは

出ていないわけやな、今、繰り越しを頼むということは、今の時点でさ。本来は、いや、だからさ、その場その場をきちんと、全体計画を、俺が言うとな。最初に議会在がストップかけたんは、俺、よかったと思うとんのは、場所が決まっておらんのに、そんな実施設計やら基本設計できやないかというのは正解やったやろう。だから、事業ありきでいくとおかしくなるから、一旦立ちどまれって言って、議会在はチェックしたわけよ。

今回の、私が指摘しとんのは、基本設計とレプリカの作成は、してからしか実施設計はしたらあかんよというのは、全体計画であなたら示しておるはずなんや。そのときの行政の原則としての予算要求の仕方もな、基本設計とレプリカ等の作成業務委託の、それによって出てきたものが次の実施設計の中で生かされてやっていくという予算立てにしますよという説明をしておるわけ、あなたらが全体計画の中だな。

今までの行政運営の中でも、そこだけはあなたらがかたくなに守ってきておった部分やろうなと思うておるもんで、守ってましたやんか、あなたらが。今回はそれが今までと違うことにするもんでな、これ、会派でも聞いてくれと言われたことやもんで、みんなが関心持っておるわ。これはもうどういうことや言うて。今までなかった行政の出し方やなという話やもんで。だから、全額繰り越しと、そこの説明責任は重いよ、これ。一遍さ、調達契約課とかさ、総務部の関係ともさ、この進め方、これ、ええのかどうなのかさ、行政的には、これ、あかんと思うわ、ルール上。基本設計なしにして実施設定の予算取りって。基本設計が出て実施設計やでな。

樋口資料館準備室長

すみません、レプリカのほうは実施設計に影響していませんのであれですけども、当然、基本設計をしてから実施設計に移るわけになります。当然、この基本設計につきまして、このボリュームで想定しまして実施設計も予定を組んでございます。この基本設計が6月に終わり次第、この基本設計を見て、この基本設計に合った実施設計に着手はさせていただきますというふうに考えております。

諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。よろしいですか。

伊藤嗣也委員

2 ページなんですけれど、ちょっと確認させてください。垂坂の1号、2号の測量と設計ですけれども、垂坂1号、測量が全額繰り越されて、設計がついておるわけですね。その辺がなぜなのかとか、測量と設計、どちらが先なのか、その辺、何か単純な話なのか、済みません。要は、測量のほうがお金払われずに、設計が払われているという部分があるので、その辺を教えていただきたいのが1点と、もう一点、その下なんですけれども、下から2行目の、説明あったんやったらごめんなさい。南部埋立処分場第3区画整備スケジュールについて見直す必要が生じたというところなんですけれども、2点、その辺の理由をもう一度お願いします。

諸岡 覚委員長

お願いします。

益川新ごみ処理施設整備課長

私のほうから、垂坂1号と2号のほうにつきまして説明させていただきます。

発注につきましては、測量と、それと設計業務についてが別々に発注するということになっておりますので、同時に発注して、当然、測量しながら設計をしていくという形、密接な関連がありますので、事業者は別々の事業者でございますけれども、同時に発注をさせていただきますいております。

たまたま300万円以下ですと、契約金額が、前金がございますので、その分は完了払いということになりますので、300万円以下につきましては全額事業が完了したときに支払いをさせていただくということでございます。

ですから、300万円以上の契約で前金を請求されました場合につきましては、その前金の部分だけお支払いさせていただいておりますので、残りの部分が繰り越しということでございます。

以上でございます。

須藤次長兼生活環境課長

南部埋立処分場の第3区画の整備スケジュールでございます。この第3区画につきましては、南部の埋立処分場の一番入り口の部分、最後に用地が残っておるところでございます。第2区画、もう既にやっておるところの残容量がうんと少なくなってきておるとい

ようなことで、ここにつきましては、推進計画で、最後の埋立処分場の整備をしていくということで、これまで進めてまいりました。しかしながら、新しい垂坂の新総合ごみ処理施設のほうが、シャフト式の溶融炉ということで、事業者のほうの提案もほとんどのものが溶融処理できるということで、埋立処分量が平成28年からは600m³ぐらい、年間、それぐらいの処理量というふうな提案で示されてまいりました。

そのようなことから、最後の部分、第三区画につきましては、早期に整備をする必要がなくなってきた、もう少し将来像でいいということで、早く整備してしまうと、先だっても申しましたが、シートなんか劣化してしもうて無駄になるというような部分がございます。第三区画については、将来に持っていきたいということでございます。

そのようなことから、整備計画、見直しをいたしまして、この今回の、その2の、この調査設計業務も、その見直しを行ってきたということで、発注もおくれましたものですから、工期のほうの変更をお願いしたいというようなことでございます。

伊藤嗣也委員

ありがとうございました。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

伊藤嗣也委員

はい。

諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。

村上悦夫委員

新総合ごみ処理施設の事業費についてですけれども、この繰越理由は全て測量設計業務あるいは立ち会いとか、用地確定ができない、それから、米洗川の整備については土砂崩れが発生して、整備方法について地元自治会との協議に不測の時間を要したためと書いてありますけれども、これ、地元要望、今の米洗川の件は、整備、不測の事態があったにせ

よ、ほかの部分は、これ、全部地元要望で上がってきた案件で、自治会もしくは地権者、境界立ち会いがこれほど難航するということはどういうことなんですかね。そのあたり、日程調整というものは事前にこれだけの期間をとって測量立ち会いをやるという上において日程調整がつかなんだのか、あるいはどういう理由でこれだけ時間を必要とするのか、その辺の説明はどんなのですか、対応は。

諸岡 覚委員長

おくれた理由、お願いします。

益川新ごみ処理施設整備課長

垂坂1号線につきましては、道路の拡幅とあわせて水路の整備ということで行おうかなんですけれども、平成24年度に浸水被害があったということで、水路整備の整備方法、これを検討するに当たって、やはり道路の拡幅整備のほうにも影響をしていくということで、地元の自治会さんともどういった形であるかというのをいろいろ協議をさせていただきながら進めておりました、ちょっとそういった点で、なかなか話が、協議のほうが進まなかったということで時間を要したということでございます。

それと、垂坂2号線のほうも、やはり道路の拡幅、線形、そういったことの整備方法について、ちょっとやっぱり地元との協議ということに時間を要したということでございますので、なかなか、当初、地元要望をいただいたときに、詳しいというか、細かいところまで、こういった形であるという、要望ということではございませんので、今、設計を進めていく中でどういった形がいいかということで、そういったことの検討で時間を要したということをご理解をいただきたいと思っております。

村上悦夫委員

それぞれの地権者が道路線形によって自分の土地が入る、入らんは、後から設計上で出てきたかと思っておりますけれども、地元自治会は協力してくれておるんでしょう、それぞれの単位自治会は。自分らが要望したことで、住民に対してその土地を提供していただけるように協力をしていただくという立場で自治会は動いていますか。

益川新ごみ処理施設整備課長

やはりこういった道路の拡幅につきましては、どうしても交通量がふえるという形で心配される地権者の方も見えます。そういった中で、先日も自治会長さんのほうから、そういった地権者の方に垂坂のこういった要望という中で協力をいただくような形でお願いに行っていたいております。

村上悦夫委員

やっぱりそこに自治会と住民とのコンセンサスというか、協力する、そういった流れがある、どこの自治会でもそうでしょうけれども、自治会が要望すると、必ずこういう問題が出ると思うんで、拡幅すると車が余計通るやないかという、そういう意見を出す人がありますけれども、やっぱり自治会にも責任を持ってもらって、この設計していくに当たって、やっぱり自治会側も説得に回ってもらわないとなかなか進まないと思うんですよ。そういうところを十分これからも気をつけて、やっぱり自治会の役員さんにも責任があるわけだから、ぜひ進められるようにということで、説得に当たらないと、行政ばかりが難儀する、両方との言い分が通らない、そういうような事業になっていってしまいますので、その辺十分注意して協力を得るようにお願いします。せっかくの予算、これだけ埋まっておったのではどうしようもないじゃないですか。要望ですよ、相手の。そういうことをひとつ考えていただいて、つつがなく進むようにひとつよろしくお願いします。

諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。

川村幸康委員

もう、雰囲気見ておると終わりやもんで、今の公害資料館の、委員長から申しわけなかったという話、いただいたんであれなんですけれども、これも多分、今やと議論できるもんやであれやけど、総務常任委員会にまたがる事項かなと思うんですわな。

要は、今までの考え方でいくと、基本設計をせんと実施設計の工程に入っていない中で、当初予算でつけていくんもわからんではないんやけど、気持ちは。今までの説明やと、それ、補正でも上がってきとんのやわな、基本設計終わった段階で、実施設計というのはずっと補正、だから、通年議会も含めて議会ってあるんで、本来ならば、そこらが物すごいおかしいもんでね。後先前後するけれども、一度その考え方と説明をね。

我々議会にも、今の、委員長言われるように、普通でいくと当初予算してから補正という形が通年やってええんやけど、なっておったと思うと、一緒に、役所がもっと行政手続的にはずっと重たいもんを持ってあって、完成してとって、私らよりも、議会よりも。あくまでも基本設計が終わらんことには、実施設計というのは持ってあったと思うもんでな、予算要求は。そこを今回はあえて変えてきたというのはさ、おくれたため、きたと言うんやけど、前もおくれてあったけれども、それはそうしたら当初じゃなくて、基本設計見ながら実施設計という予算要求を補正で上げてきてあったんが、今後はもう当初で予見できんのやったら、基本設計と実施設計はぶっ込みでええという話にならんもんでな。

だから、逆に言うと、ここでも補正で上がっておる南部埋立処分場のあれなんかでもさ、ごみの減少によって実施設計が不要になったため要らんという補正が出てきておるわけやな、逆の意味でな。予算を有効に活用しようということなんやろうで、その行政手続からすると随分と違うで、今回な。原課の環境部の考え方もあるだろうし、予算要求した中でな、それから、オール四日市というのかな、行政手続上、今までなかったもんで、だから、それで、変な話、矛盾に終わった場合がようけあるんやな。とれやんだもんで、半年間、工期おくれるとか、そんなざらにあって、役所はそれは貫き通したんや。そこには一定の行政の手続的なことの、重んじるどころ、あったと思うておるもんで、今、その辺の知識のある人が少ななったもんでこうやってしてしもうたんか、どうなんやということや。知識、情報の不足をしとんのか、行政の手続の。それとも、柔軟に対応する人がふえ過ぎてきてどうなんやという話。

ただ、私らは、議会が要求するのは、タイムリーに行政も変わってほしい部分もあるけど、この手続の手順だけは変えやんところというところは守っていかなあかんところもあると思うておるもんで、そうでないと、何でもありの世界もよくないなという思いがあるので、だから、そこを少し指摘する中で、コメントあれば答えてほしい。ないなら、私は全体会で聞きたいなと思っています。

諸岡 覚委員長

コメントございますか。

樋口資料館準備室長

今回要求させていただきました実施設計の金額につきましては、先ほどから申し上げま

すように、基本設計をする中でのボリュームを勘案して、類推して、要求させていただいております。そして、この明許につきましても、前回からの議員説明会の中でも繰り越しをすることについてご説明もさせていただいたとおりでございます。

川村幸康委員

最後にします。

だから、類推するというのはさ、見ていないし、でき上がってきていない、手続上な、基本設計。類推して実施設計を出すということは、今まで行政はしていなかったんですよ。きちんと基本設計ができ上がってきたものを見て、その基本設計をもとにして実施設計の要求をしていくということがしておったということを私が言うておるんですよ。今、説明で類推しましたという話は聞いたけれども、従前、行政がやっておったんは、基本設計ができきたものをもとにして、算出根拠で、実施設計こんなぐらいにしようかという話はしてきたと思うておるもんで、そこは大きく違うで、説明できるんですかというんで、できやんならできやんと言うてほしいです。類推してきたというのは、もう聞いたもんでな。

樋口資料館準備室長

要求については先ほど申し上げたとおりです。実施、いわゆる契約については基本設計をしたものを見て契約をさせていただきたいというふうに思っています。

諸岡 覚委員長

ちょっと川村委員に確認しますけれども、実施設計については本予算のほうでもう認めているけれども、本来、順序が逆で、この基本設計の補正予算を先に審議して、それから実施設計に進むべきであったのではないかという点がまず一点と、そして、そもそもこういう段取りになっているシステム自体は、総務常任委員会の所管とも重複をしていく部分があるので、これは採決をとらずに全体会に上げるべきではないかという、そういう趣旨のご意見ということでよかったですかね、先ほどからの一連のご意見は。

川村幸康委員

他部局にまたがるのかなと思っておるんがあるんと、もう一個は、要は、予算要求っちゃ、もうちょっと前にはしておると思うけど、今の室長の受け答えの中に、初めから、11

月ぐらいから、おくれること、言うてましたよと言うとんのやわ。そうすると、11月ぐらいから、もうおくれることが予見されておる補正やったら、それこそ、当初予算、何でもおくれること、わかっとんのやな、決める前からな。そうしたら、本当の話、それは、でき上がってきってから出せというのが今までの役所のルールやったんさ。

諸岡 覚委員長

そもそも6月の補正で出したらいいじゃないかということも言えるわけですね。

川村幸康委員

そう。今まで一生懸命やったけど、3月でたまたま終わらんだという話の世界やと、当初にあるというのは考えられる範囲では予見できんやけど、室長らが11月の時点から説明させてもろうていましたと、もう繰り越すということをとという話やったら、当初がおかしなってくるもんでな。だから、矛盾しておる説明をするもんでな、あくまで当初予算というのは、前年度のやつのあるを見て、来年度に行くわけや。もっとも、今年度のうちから、もう間に合わんというのがわかっとんのやったら、当初には回さんのや、普通、役所の考え方というのは。頑張ってるという見込みのもとで、3月31日で。当初予算の要求を組み立てていくわけやけど、組み立てる段階で、もう6月ぐらいになるという説明はしておたって、今でも答弁で言われておるとな、そもそも論がおかしいんとちゃうんかと。

本来、法務チェックで総務部のほうから、財政経営部とか、いやいや、もう11月で、この基本設計ができやんというのを表明しとんのに、議会に、何で当初予算で原課が要求しとんのやと、それなら、補正の対象でええんと違うんかという話やろうと思うてな。

諸岡 覚委員長

趣旨はよくわかりました。後ほど、また発言の場をつくりまして、その上で、また全体会に上げていくかどうかは皆さんにお諮りをしていきたいと思えます。

他にございますでしょうか。

伊藤嗣也委員

先ほどの川村委員の関連で、ちょっと教えてください。これ、全額補正になっていますよね、二つとも、レプリカも含めて。これ、減額補正にしなかったというのは、何か。全

く何もできていないということなんですか。

樋口資料館準備室長

基本計画につきましては、もう契約を結んでおります。したがって、4ページの減額補正616万8000円、これにつきましてはその差でございます。レプリカにつきましては、今から契約でございますので、全額繰り越しとさせていただきます。

伊藤嗣也委員

そうすると、レプリカのやつは全く何も、今から契約をされるということ。わかりました。ありがとうございました。

諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。

加藤清助副委員長

単純なやつだけ確認して。

諸岡 覚委員長

それが怖いんですよ。

加藤清助副委員長

1ページの一番上のレプリカの作成業務委託とありますやんか。これが、変更前がさ、平成25年3月中旬から3月末までの半月なんやわね。変更後は3月中旬から9月、半年ぐらい見込んでるやんか。今、一瞬思ったんは、わずか2週間ぐらいで作成業務委託できる契約期間に設定したこと自体がおかしいなと思った。

諸岡 覚委員長

その辺についてお願いします。

樋口資料館準備室長

基本計画もそうなんですけれども、一応、契約的には3月31日でさせていただいて、変更契約で延期するという形になりますので、こういう表記をさせていただいております。

諸岡 覚委員長

要するに、最初からできやんのわかり切っておるけれども、便宜上、こういう契約をす
るといことなんですね。

川村幸康委員

だから、もう意地悪言うつもりないけども、契約結んで単年度で終わらんのやったらさ、それ、繰越明許か何かでもすることをしてさ、やらなならんのさ。こんなことをし出すと、手続上さ、ひどいことやんか。これ、多分、コンプライアンスでいうと違法やと思うよ。こんなことすると、幾らでも隠れ財布みたいなことを、幾つもできていくで、これ。繰り越し、繰り越しと言うておるけど、繰り越しの定義見てみ。やむを得ずできやんか、何らかの理由がない限りできやんわけや。それ以外は結んだらあかんで、もう、変な話、一遍は流して、次にもう一遍組み直すということがルールのはずなんやで、もう初めからできやんもんやったら、契約結んだらあかんよね。その分、コストかさむんやでな。だからおかしなことになっていっておると思うでな。

だから、もともと役所が持っておったさ、手続論はきちんと踏んで執行していくということが、基礎基本がなされていないんやさ。だから、うちの会派や、豊田議員は、これ、おかしいって、最初から言うておったもんでな、こんな期間。これは絶対違法性があるとまで言うておったで、彼はな。だから、監査の観点から言うてもさ、さらさら、変更前のこれがさ、こうでこうというのは全然通ってかん話やでさ。だから、これ、レプリカの作成業務委託になっておるけどさ、何か箱物建てるもんでみたいなもの、一発でわかる話やさ。これやったら頑張っやれそうですわと言えるかわからんけど、実際には言えやんでさ、半年かかる話なんやで、だから、そこがコンプライアンスが全然まずいなと思うてな。だから、含めてさ、都市・環境常任委員会で改めて、全体会でさ、そういうルールの確認みたいなものは、必ず一個、私は要と思うよ、これは。

諸岡 覚委員長

他に質疑ございますでしょうか。

(なし)

諸岡 覚委員長

なしと認めます。質疑を終結します。

ちょっと進め方につきまして、皆様に相談をしていきたいと思えます。

まずは、質疑はただいまをもって終結をしたことを宣言します。

ここから討論、採決と、全体会云々という部分で皆さんに相談をしてまいりますけれども、まずは今から、もう一度時間をつくりますので、川村委員のほうから、全体会に上げる旨の意見表明、そしてその理由について説明をしていただくと。これは、この場にいる委員の皆さんを説得する覚悟で立派なご説明をしていただきたいと思います。その説明を聞いた後に全体会に上げるか否かをまずは皆様にお諮りをいたします。全体会に上げるか否か、その結果のいかんにかかわらず、次に討論の場を持ちます。討論をした後、この公害資料館を除いた部分をまず一括採決をさせていただきます。その後に公害資料館に關しての採決を行ってまいります。その際に、先ほど川村委員のほうから、本来、他部局にまたがるものだから、採決をしないで上げていくのが筋じゃないかというご意見もございましたので、採決をするかしないかの採決をまず皆さんにとって、その上で、必要がなければ採決をしませんし、必要があれば採決をすると、そういう手順で進めていきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

では、まずは、全体会に上げるべき事項があると思われる方は、挙手の上、ご発言ください。

川村幸康委員

公害資料館の、先ほど議論した補正の部分のところで、レプリカ作成業務と基本設計が繰り越しになっている部分のところは、一つは、到底その期間内に契約ができそうにもないのをできたということが、この委員会ですら明らかになったこと、それには議論の余地

がないこと、そして、行政から、その答弁がないこと、それ、踏まえると、いま一度事業の補正のあり方もあるんですけども、もう一個は本予算のほうで、当初予算のところの部分も今までの行政の手続でいくと基本設計がなされてから実施設計をしていくということがありました。これは、議会としても、この公害資料館に当たっては、土地が決まらないのに実施設計、基本設計というのはないだろうという指摘の中で、予算執行がとまった経過を見ていくと、今回、でも、また一緒のように、実施設計に当たっては、基本設計をやってからしか進まないということがあったはずなのに、それを無視した上程内容になっておるということで、これ、逆説的に、委員長、補正から本予算の疑義が生じるわけなんですよ、これ。委員長、言われたけど。

諸岡 覚委員長

疑義とまでは言いませんけれども、本来、補正からやるべきであったということは間違いない事実だと思います、私自身は。

川村幸康委員

できればその余地も含めて、反対のための、反対を言うておることと違って、手続の再確認と、そういう意味では、契約をしていく段階のあり方が余りにも今までの行政手続からいうと適性を欠く思いがあるもんですから、できればもう一度総務部の他部局とまたがるあれなので、採決をとらずにいていただきたいなというふうに思います。

以上です。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

他にございますか。よろしいですか。

(なし)

諸岡 覚委員長

では、確認をいたしますが、全体会に上げるべき事項は、今、川村委員からご発言がありました、この公害資料館の基本設計に関する繰越明許費部分ということで、理由は先ほ

ど述べられたとおりでございます。

皆さんにお諮りをしていきますが、まずは、採決とらずに全体会に上げていくべきだと思われる方の挙手を求めます。手順の説明です。求めまして、その次に、採決とった上で、上げるべきだと思われる方の意見を聞きます。最後に、様子見ながらですけれども、その二つを聞きますので、よろしくお願いします。

お尋ねいたします。ただいま川村委員からご指摘のありました公害資料館の基本設計の繰越明許費につきまして、これを、その手順や、あるいは上程の仕方、また、システム全体の問題として他部局にもまたがるという判断に基づいて、採決をとらずに全体会に上げるべきだと思われる方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

諸岡 党委員長

賛成少数です。

次に、伺います。同じ内容で、採決をとった上で全体会に上げるべきだと思われる方は挙手を求めます。

(「そうしたら、私はそれでも」と呼ぶ者あり)

諸岡 党委員長

いいですよ。採決をとった上で……。

伊藤修一委員

上げるか上げやんかの採決をするやろう。

諸岡 党委員長

じゃないです。ここで予算を認めるか認めないかの採決を後でとるという意味です。

川村幸康委員

でも全体会には上げるという。

諸岡 党委員長

全体会には上げるよという意味です。

まず、全体会に上げますが、後ほどきちんと採決はとりますよという手段でよいと思われる方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

諸岡 党委員長

では、そのやり方でいきます。

まずは、全体会に上げることは決しました。全体会に上がってまいります。

それでは、採決を行っていきます。採決の前に討論はございますか。

川村幸康委員

討論というのは、委員長……。

諸岡 党委員長

反対を明確にされるという意味の討論です。

川村幸康委員

議会の中にもいろいろと、こういう事態になってくるというような議論は今までなかったと思っておるんですよ。要は、行政側から出される議案というのは、ある程度不備がなく、丸かバツかの意思表示をしたらいいという話やったと思う中でいくとな、それ以前の問題の話やもんで、それを討論という形なんか、委員長報告で改めて意思表示なり主張をしてもらえるのかね。

諸岡 党委員長

ご指摘のあった点についてはきちんと委員長報告の中で報告はさせていただきます。

川村幸康委員

だから、そうなると、賛成、反対の意思表示じゃないところもありますやん。その結果をもってやでさ。

諸岡 党委員長

ただ、先ほど皆さんにお諮りをしました、採決はするべきだという意見が多かったので、それは採決はとらせていただきます。退場するなら退場していただいて結構です。

では、討論を終結し、一括して採決を行います。一括です。よろしいですか。

議案第28号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費、第2条繰越明許費（関係部分）につきまして一括して採決を行います。

本件を可決と決することにご異議ございませんか。

（異議あり）

諸岡 党委員長

では、挙手により採決をいたします。

可決と決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

諸岡 党委員長

この場合、3人退場されておりますので……。

川村幸康委員

いやいや、俺も反対するわ。

諸岡 党委員長

反対ですか。

6人中の4人が賛成ですね。賛成多数により本件は可決と決しました。

〔以上の経過により、議案第28号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費、第2条繰越明許費（関係部分）について、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決する。〕

川村幸康委員長

本当にトイレ行ってん。ひょっとすると変わっておったかわからんな。

諸岡 覚委員長

では、確認のため、もう一度宣言いたします。

本件は、本補正予算関連議案全て一括して採決を行った結果、賛成多数で可決と決しました。しかしながら、公害資料館の基本設計に関する繰越明許費部分につきましては、賛成多数で可決でございますけれども、全体会でいま一度審議すべきということに決しました。ということで間違いはないですね。よろしいですね。

（異議なし）

諸岡 覚委員長

それでは、これをもちまして、環境部の所管絡みの全ての議案、そして、本2月定例会月議会の都市・環境常任委員会並びに予算常任委員会の分科会審議事項、全て終結をいたしました。皆様方の円滑な議事進行にご協力をいただきましたことを心から感謝を申し上げて、これをもって終了いたします。お疲れさまでございました。

委員の方は残ってください。

川村幸康委員

理事者に言いたいんやけど、さっき言うておったことの予見できる資料は集めておいてよ。予算常任委員会、長引くで、指摘した部分とかさ。なかなか説明明確になかったところはきちんと答えられるように。

諸岡 覚委員長

準備をお願いします。

理事者の方はご退席いただいて、委員の皆様方、あと10分程度お時間ください。

ちゃちゃっと終わらせたいと思います。

4点あります。

まず、所管事務調査について皆さんにお尋ねしますけれども、そもそもやるかやらないか、そして、やるならこんなテーマでどうかというご提案をいただければありがたいです。

(「一任」と呼ぶ者あり)

諸岡 党委員長

一任。それは、やるかやらないかも一任する、テーマの一任ですか。

(発言する者あり)

諸岡 党委員長

一任で。

(「前何したんでした」と呼ぶ者あり)

諸岡 党委員長

河川ですね、内部の。内部の前は何……。

櫻井議会事務局主幹

負担金について。

諸岡 党委員長

負担金補助金。一般的にこの3月終わってからの役選まではしませんけどね。だから、よっぽど皆さんから、これやっておきたいというのがあればするけれども、なければ、もう一任ということであれば、しない方向でいきますが、よろしいですか。

川村幸康委員

ちょっと私は個人的に、せんでもええんやけども、内部・八王子線の存続の行政のあれの中の手続やるの、いつまでなんですかね。特別委員会はあると思うんやけど、総合交通何とか、あれというのは……。

諸岡 覚委員長

総合交通特別委員会。

川村幸康委員

違う違う。四日市の何とか……。

(「総合交通戦略」と呼ぶ者あり)

川村幸康委員

何とかというの。国交省かどこかから採択受けておるやんか、提案の中で。あれって、だから、伊藤修一委員のところの大臣も出ておるやつさ。いやいや、おかしい話じゃなくて、5月か6月、去年の7月か何か出したんや、採択で、事業者のあれが入ったやつが。あれって、四日市の総合交通政策の戦略何とかプラン掲げたやろう、国か何かの採択を受けて、違った。

櫻井議会事務局主幹

ちょっと確認しないとあれなんですけれども。

川村幸康委員

多分あれを持って国からの事業メニューが来ておるんかなと思うておるんです、私はな。あれは、申請、出させたけど、国のほうへ、出したやんですか、いろんな諸団体が入った会議体で。それを、メニューが多分あんのかなと思うておるんやけどな、俺は。ないのかのう。特に政権交代したもんで、どういうメニューとどういつのをつくった、あれ、補助金もくれるのかなとか、下行って、調べてもろうてください。三重交通とか近鉄とか、四日市市役所も入ってさまざまな交通の戦略策定して、その戦略策定……。

加藤清助副委員委員長

事業者も入って。

川村幸康委員

事業者も入って、これ、出したんですよ。出したについて、本当は、その出した提案について、多分、政策というか、こんな事業名が多分出されたと思うておるんやわ、俺は。だから、さっきの現金だ、交付金とか何かしておる、何とかという事業が出されたと思うんやけど、一遍調べておいてほしいなと、前々から。

諸岡 覚委員長

ちょっと、そうしたら、それ、調べさせていただいて、そういうのがあるんかどうかすら、私、わからんもんで、何とも言えないですけども、一回事務局と一緒に調べさせていただいて、どうしましょう。

(「あれば検討して」と呼ぶ者あり)

諸岡 覚委員長

あれば……。

川村幸康委員

あれば、一任しますけれども、情報だけでも本当は欲しいなと思うておるんですよ。

諸岡 覚委員長

わかりました。一回ちょっと個別に相談させてください。また追って決定した場合はお知らせさせていただきます。ということでよろしいでしょうか。

川村幸康委員

理由は、今回の霞ヶ浦からのコミュニティーバスやろう。それから、三平さんのところ走っているコミュニティーバスやろう。あんなののバス事業のメニューはたくさんついたと

聞いたんさ、話でな。いろいろと限界集落やら、過疎のところも含めてやけど、バス路線が撤退していつておるところで、コミュニティーバスや何かを走らすと、助成金なり何かの制度は活用しやすいようなことの方策を、あの戦略のプランの中に出したところの自治体は採択してもらえるとどうか、そんなことを聞いておったもんで、それなら出す意義があるなと思うておったもんでな。

三平一良委員

それは霞ヶ浦からの。

川村幸康委員

いや、だから、わからんのやけど、そういうことも含めて、知っていますやろう、事業者ようけ寄って戦略出したのは。あれがどうなったんかというのだけは。

諸岡 覚委員長

ちょっと、一回調べさせてください。また、ご一任ということによろしいですか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

じゃ、そのように進めさせていただきます。

次に、この前の休会中調査の報告書につきましては、既に皆様方に配付をしておりますので、修正等の意見があれば、3月14日の金曜日までに事務局へ申し出ていただくように、それぞれ、赤入れていただいて、していただきますように、お願いをいたします。よろしいでしょうか。

次に、これ、ちょっと皆さんに相談します。

次の議会報告会なんですけれども、まず、3月28日の18時半から20時45分ということになっております。これ、18時半スタートですので、集合を、いつも集まるの早過ぎて暇持て余すんですよね。

加藤清助副委員長

会場の設営によるよね。

諸岡 党委員長

地区市民センターやで、そんなに時間かからん。6時集合ということでお願いします。

役割分担なんですけれども、何か皆さんから提案ありますか。あるいは中の進め方とか。そうしたら、ごめんなさい、この資料、今、配らせてもらったと思います。こんな形でよろしいですか。今までのとおり、まず、議会報告のほうは、私がまた、あれ、パソコンでつくってきまして、やらせていただいて、その後、シティ・ミーティングについては、これは仕切りは誰がしていただきましょう。場所はどこやったっけ。内部方面、行きたい方、いらっしゃいますか。地域的には余り誰もおらんのか。

川村幸康委員

竹野委員が一番近いかな。

竹野兼主委員

この前したやんか。

諸岡 党委員長

竹野さんやりましたね。誰か。そうしたら、前段、私が議会報告をやらせてもらって、シティ・ミーティングは今回最後ということもありますので、副委員長に仕切っていただくということでもよろしいですか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

総合司会についても、副委員長が同じくしていてもらうということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

では、6時集合でよろしく願いをいたします。

そして、もう一つ、最後ですけれども、この前、6月の議会報告会なんですけれども、もうこのときには我々のメンバー入れかわっておりますけれども、都市・環境常任委員会として、場所だけ確定しておかなあかんということでございます。次回は、6月は北部ブロック東からということになっていまして、お手元の資料のこの中から選んでもらうことになりませんが、皆さんがどの委員会に所属するかはわからんもんで、もう結構そんなに真剣に考えておらんでいいのかわからんけど。

伊藤修一委員

羽津は入っておらへんということ。

諸岡 党委員長

羽津が、ただ、競輪場かドームしかないんですよ。

加藤清助副委員長

競輪場はちょっとやりにくいよね。

川村幸康委員

地区市民センターないんやった。

諸岡 党委員長

あるんやけれども、例のバリアフリー縛りで入れない。

櫻井議会事務局主幹

済みません。議会運営委員会のほうでもご議論いただいております中で、会場選定なんですけれども、例えば羽津地区のように、競輪場やドームではキャパの問題、逆に大き過ぎるのではないかということもあれば、議会運営委員会のほうの議論では、地区市民センターもバリアフリーや駐車場の問題もあるんですけれども、開いていただくことはやぶさかではないというような趣旨の、合意が得られておるかどうかがあれなんですけれども、そうい

う趣旨のご発言もありますもので、センターについても対象としていただいても結構かなとは思っていますので。

諸岡 覚委員長

そうしたら、ごめんなさい。こうしましょう。私のほうから、都市・環境常任委員長名で議運に対して、バリアフリーではないけれども、羽津地区市民センターを使いたいという要望を出しまして、認められれば羽津地区市民センターということで、認められなかった場合の第二候補をちょっともう一つ選んでください。

川村幸康委員

第二候補というかさ、あそこはあかんの。誰か言うとした、見晴らしのええ中学校。羽津中、羽津北中。

加藤清助副委員長

中学校は羽津中やね。

川村幸康委員

羽津中って、見晴らしがええの、誰か言うてへんだ。

加藤清助副委員長

垂坂公園のところ。これには上がっていないね。

川村幸康委員

あそこはバリアフリーになっておらんの。

諸岡 覚委員長

なっていないですね。なっておれば入ってくるはずですから、ここに。

三平一良委員

新しいのにな。

川村幸康委員

思いつきというか、羽津北中と違うんか。羽津中。

加藤清助副委員長

北は、小学校が羽津北か。

川村幸康委員

羽津中って人家多いやろう、周り。

諸岡 覚委員長

多いですね、あそこは。

三平一良委員

東側に別名。

諸岡 覚委員長

ただ、これ、両方ともバリアフリーと違いますもんで、そもそもあかんと言われる可能性がありますので、一応、この中で、一つは候補を選んでおいてもらいたいです。

伊藤修一委員

ドームでもええ。

諸岡 覚委員長

ドームでやりますか。

伊藤修一委員

ドームの駐車場あるやろ。

諸岡 覚委員長

ほんでも、3000人集めなみっともないですよ。

竹野兼主委員

会議室やで、少ないよ。

諸岡 党委員長

会議室か。

川村幸康委員

それはもう、諸岡後援会集めてくれな……。

諸岡 党委員長

そもそも論として、私、羽津の人らのふだんの生活圏として、そういうのを聞きにドームまで行くもんなんですか。

(「行かんわな」と呼ぶ者あり。)

諸岡 党委員長

ちょっと、やっぱり、場所を、競輪場とドームはあかんと思うんですよね。だから、羽津以外の場所で、ちょっとどこか。

(発言する者あり)

諸岡 党委員長

ちょっと、話、ややこしくなるので、この中でとりあえず一つ選んでおいてもらいたいですけれども。

川村幸康委員

そうしたら、富洲原にしたら、やっていないで。

諸岡 覚委員長

富洲原保育園ね。

そうしたら、委員長として、議会運営委員会に、バリアフリーではないけれども、第1希望、市民センターで、第2希望、中学校、ほんで、認められればこのどちらかでいくと、それで、認められなかったら富洲原保育園という、そういう提案でよろしいでしょうか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

では、そのようにさせていただきます。

以上で終わります。お疲れさまでした。ありがとうございました。

15 : 10 閉議